

令和6年度
世田谷区介護サービス事業者等 集団指導
【テキスト】

地域密着型通所介護
認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護

目次

1. 基本事項	P. 1
本資料を確認するに当たっての注意点	P. 1
区条例等と本資料における略称	P. 2
介護サービス事業者等に対する指導について	P. 3
2. 人員・運営に関する留意事項及び運営指導における主な指導事例について	
	P. 4
(1) 人員・運営基準関係	P. 4
介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進	P. 4
基本方針（（介護予防）認知症対応型通所介護）	P. 5
人員に関する基準（地域密着型通所介護の従業者の員数）	P. 6
人員に関する基準（地域密着型通所介護の管理者）	P.10
人員に関する基準（療養通所介護）	P.11
人員に関する基準（（介護予防）認知症対応型通所介護の従業者の員数）	P.13
人員に関する基準（（介護予防）認知症対応型通所介護の管理者）	P.18
内容及び手続の説明並びに同意	P.20
受給資格等の確認	P.22
居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供、変更の援助	P.23
サービス提供の記録	P.24
利用料等の受領	P.26
身体的拘束等の禁止【新設】	P.28
計画の作成	P.30
運営規程（虐待防止措置事項規定の義務化）【義務化】	P.32
勤務体制の確保等（勤務体制の定め）	P.34
勤務体制の確保等（認知症介護基礎研修の受講義務）【義務化】	P.36
勤務体制の確保等（ハラスメント対策）	P.37
業務継続計画の策定等【義務化】	P.39
非常災害対策	P.41
衛生管理等（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）【義務化】	P.42
掲示【改正】	P.44
秘密保持等	P.46
苦情処理	P.47
地域との連携等（運営推進会議の実施）	P.49
事故発生時の対応	P.51
虐待の防止【義務化】	P.53
記録の整備	P.55
電磁的記録等（電磁的記録による記録の保存等）	P.56

ICTの活用（会議や多職種連携における活用、テレワーク）・・・	P.57
宿泊サービス（宿泊サービスの指針等）・・・	P.58
宿泊サービス（宿泊サービスを提供する場合の届出）・・・	P.60
（２）介護給付費算定関係・・・	P.61
地域密着型通所介護費・・・	P.61
療養通所介護費等【改正】・・・	P.63
（介護予防）認知症対応型通所介護費・・・	P.68
高齢者虐待防止措置未実施減算【新設】・・・	P.70
業務継続計画未策定減算【新設】・・・	P.72
２時間以上３時間未満のサービスを行う場合の取扱い・・・	P.74
延長サービスを行った場合の加算の取扱い（延長加算）・・・	P.76
入浴介助加算【改正】・・・	P.78
生活機能向上連携加算・・・	P.82
個別機能訓練加算（地域密着型通所介護費）【改正】・・・	P.87
個別機能訓練加算（（介護予防）認知症対応型通所介護費）・・・	P.92
認知症加算（地域密着型通所介護費）【改正】・・・	P.95
科学的介護推進体制加算・・・	P.98
サービス提供体制強化加算・・・	P.99

1. 基本事項

本資料を確認するに当たっての注意点

- ・本資料（集団指導テキスト）の掲載情報は、令和6年8月1日時点のものです。今後、新たにQ & Aや通知が発出されたとき、又は報酬改定の際には、取扱いが変更となる場合があります。
- ・根拠条文等は、該当箇所の抜粋や条番号等のみを掲載している場合があります。全文は、世田谷区ホームページ等からダウンロードの上、確認してください。
- ・「チェックポイント」には、特に気を付けていただきたい点や見落としがちな点等を抽出して記載していますが、記載内容が要件等の全てではないので、必ず根拠法令や基準等の全文を確認してください。
- ・主な指導事例には、人員・運営基準関係、介護給付費関係ともに過去の運営指導結果から事例を選定して掲載しています。掲載していない事項についても根拠法令や介護保険最新情報等を確認の上、事業所における適正な運営に努めてください。

（参考情報）

- ・地域密着型サービス事業者等に関する世田谷区への申請・届出の様式類や区が発出している通知については、下記の世田谷区ホームページで確認してください。

→世田谷区ホームページ『地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援の指定・更新・変更等』
<https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/2364.html>

※世田谷区ホームページ右上の「検索メニュー」→「ページIDから探す」より、「2364」を入力して検索してください。

- ・人員・運営基準等に関する事業者からの質問（介護保険給付関係を除く。）を、世田谷区ホームページからオンラインで受け付けています。

→世田谷区ホームページ『世田谷区指定介護サービス事業の基準等に関する質問について（人員基準・設備基準・運営基準等）』
https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/online_tetsuzuki/10798.html

※世田谷区ホームページ右上の「検索メニュー」→「ページIDから探す」より、「10798」を入力して検索してください。

区条例等と本資料における略称

※区の条例及び規則については、世田谷区ホームページ右上の「検索メニュー」→「ページIDから探す」より、ページID「2370」を入力して検索すると、掲載ページが表示されます。

法	介護保険法（平成9年法律第123号）
法施行令	介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
法施行規則	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
区条例	世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成25年3月世田谷区条例第17号） https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/2370.html
区予防条例	世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成25年3月世田谷区条例第18号） https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/2370.html
区規則	世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の施行及び指定地域密着型サービス事業所の指定等に関する規則（平成25年3月世田谷区規則第7号） https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/2370.html
区予防規則	世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の施行及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成25年3月世田谷区規則第8号） https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/2370.html
地域密着型サービス基準	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
報酬告示	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）
予防告示	指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）
大臣基準告示	厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）
利用者等告示	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）
施設基準	厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）
老計発第0331004号等 （解釈通知）	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）
老計発第0331005号等 （留意事項通知）	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）

介護サービス事業者等に対する指導について

指導の目的と方針

利用者等の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置くとともに、介護サービス事業者等を支援することを基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、区条例等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底させることを基本方針としている。

(世田谷区介護サービス事業者等の指導実施要綱を意識して引用)

→世田谷区の集団指導の情報の掲載ホームページ（上記の指導実施要綱も掲載）

https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/online_tetsuzuki/2359.html

※世田谷区ホームページ右上の「検索メニュー」→「ページIDから探す」より、「2359」を入力して検索してください。

実施方法

①集団指導

世田谷区長が指定権限を有する介護サービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めた講習又はホームページへの資料の掲載等の方法により行う。

②運営指導

介護保険法第23条に基づき、指導の対象となる介護サービス事業者等の事業所において、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式により行う。

2. 人員・運営に関する留意事項及び運営指導における主な指導事例について

(1) 人員・運営基準関係

介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進

【根拠条文】

◎区条例

第4条第4項

指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

※老計発第0331004号等（解釈通知）：第3の1の4の（1）[当該規定において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護以外のサービス種類についても同様の取扱いとされている。介護予防についても第4の1の規定により参照。]

区予防条例：第4条第4項

(チェックポイント)

○事業所単位でPDCAサイクル（※）を構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めているか。

※「PDCAサイクル」…サービスの質の向上を図るための、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)の一連のサイクルをいう。

○「科学的介護情報システム」(LIFE=Long-term care Information system For Evidence) に情報を提出しているか（提出することが望ましい）。

○上記の情報及びフィードバック情報を活用しているか（活用することが望ましい）。

基本方針 ※（介護予防）認知症対応型通所介護のみ

【根拠条文】

◎区条例

第 61 条

指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

※区予防条例：第 5 条

【主な指導事例】

○利用者が認知症であることについて医師の診断等により確認したことが、事業所に保管する書類等からは確認できない。

（チェックポイント）

○指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供の開始に際して、当該利用申込者が認知症である者であることを主治の医師の診断書等により確認しているか。

○上記の確認を行ったことがわかる記録（診断書の写し等）を保存しているか。

人員に関する基準（地域密着型通所介護の従業者の員数）

【根拠条文】

◎区条例

第 60 条の 3

指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この款から第 4 款までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

（１）生活相談員

指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数

（２）看護師又は准看護師（以下この節において「看護職員」という。）

指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が 1 以上確保されるために必要と認められる数

（３）介護職員

指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（・・・中略・・・）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（・・・中略・・・）で除して得た数が利用者（・・・中略・・・）の数が 15 人までの場合にあっては 1 以上、15 人を超える場合にあっては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

（４）機能訓練指導員

1 以上

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（・・・中略・・・）が 10 人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（・・・中略・・・）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第 1 項第 3 号の介護職員（・・・中略・・・）を、常時 1 人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

（・・・中略・・・）

6 第 1 項第 4 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第 1 項の生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

第 3 の 2 の 2

1 人員に関する基準

（1）従業者の員数

- ① 指定地域密着型通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定地域密着型通所介護というものであることから、例えば、次のような場合は、2 単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業員を確保する必要がある。

イ 指定地域密着型通所介護が同時に一定の距離を置いた 2 つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえない場合

ロ 午前と午後とで別の利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合

また、利用者ごとに策定した地域密着型通所介護計画に位置づけられた内容の指定地域密着型通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して指定地域密着型通所介護を行うことも可能である。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。

（・・・中略・・・）

- ④ 生活相談員については、指定地域密着型通所介護の単位の数にかかわらず、次の計算式のとおり指定地域密着型通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものである。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）とする。

（確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式）

提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数

例えば、1 単位の指定地域密着型通所介護を実施している事業所の提供時間数を 6 時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である 6 時間で除して得た数が 1 以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず 6 時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。また、例えば午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 6 時の 2 単位の指定地域密着型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前 9 時から午後 6 時（正午から午後 1 時までを除く。）となり、提供時間数は 8 時間となることから、従業者の員数にかかわらず 8 時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。

（・・・中略・・・）

（2）生活相談員

生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）第 5 条第 2 項に定める生活相談員に準ずるものである。

（3）機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事

業所でしました6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

■生活相談員の資格に関する基準

◎特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）

第5条

（・・・中略・・・）

- 2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

【参考】社会福祉法第19条

社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢18年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学、旧高等学校令（大正7年勅令第389号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- (3) 社会福祉士
- (4) 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- (5) 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

- 2 前項第2号の養成機関及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

※第5号の「前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの」については、平成29年5月25日付29世介保第224号世田谷区通知「地域密着型通所介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護事業所における生活相談員の資格要件について」を確認すること。（下記区HPに掲載）

【主な指導事例】

- 生活相談員としての資格要件を満たさない者を、生活相談員の員数に含めて配置していた。
- サービスの提供日ごとに必要な数の生活相談員を配置していない。
- 機能訓練指導員を1以上配置していない。

（チェックポイント）

- 生活相談員・機能訓練指導員の資格要件を満たしているか。

→世田谷区ホームページ『区条例に定める人員等の基準に関する取扱いについて』

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/2377.html>

※世田谷区ホームページ右上の「検索メニュー」→「ページIDから探す」より、「2377」を入力して検索してください。

- 生活相談員について、サービス提供日ごとに、下記の数配置しているか。
提供時間帯における勤務時間数の合計 ÷ 提供時間帯の時間数 = 1以上

- 【利用定員が 10 人以下の場合】専らサービス提供に当たる看護職員又は介護職員について、サービスの提供単位ごとに、下記の数配置しているか。かつ、常時 1 人以上を従事させているか。

提供時間帯における勤務時間数の合計 ÷ 提供時間帯の時間数 = 1 以上

- 【利用定員が 10 人を超える場合】専らサービス提供に当たる介護職員について、サービスの提供単位ごとに、下記の数配置しているか。かつ、常時 1 人以上を従事させているか。

- ・利用者数が 15 人までの場合

提供時間帯における勤務時間数の合計 ÷ 提供時間帯の時間数 = 1 以上

- ・利用者数が 15 人を超える場合

提供時間帯における勤務時間数の合計 ÷ 提供時間帯の時間数
= (15 人を超える部分の数 ÷ 5) + 1 以上

- 生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は、常勤を配置しているか。

- 機能訓練指導員を 1 以上配置しているか。

- 生活相談員に変更があった場合は、10 日以内に区へ変更届を提出しているか。

★勤務延時間数とは [老計発第 0331004 号等（解釈通知）：第 2 の 2 の（2）]

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数

※従業員 1 人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

⇒ 超過勤務時間は勤務延時間数に算入することはできない

【参考】

※介護職員が常時 1 名しか配置されていない事業所については、当該職員が休憩を取る時間帯に、介護職員以外で利用者に対して直接ケアを行う職員（生活相談員又は看護職員）が配置されていれば、人員基準を満たすものとして取り扱って差し支えない。（療養通所介護には適用しない）

「平成 24 年 3 月 16 日 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 267 「平成 24 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1)」の送付について」より抜粋

→介護保険最新情報の掲載ページ（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

人員に関する基準（地域密着型通所介護の管理者）

※令和 6 年度改正（下線部）

【根拠条文】

◎区条例

第 60 条の 4

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、規則で定める職務に従事することができるものとする。

◎区規則

第 16 条の 3

条例第 60 条の 4 ただし書の規則で定める職務は、当該指定地域密着型通所介護事業所（・・・中略・・・）の他の職務又は他の事業所、施設等の職務とする。

◎老計発第 0331004 号等（解釈通知）

第 3 の 2 の 2

1 人員に関する基準

(4) 管理者

指定地域密着型通所介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、地域密着型通所介護従事者である必要はないものである。

② 当該指定地域密着型通所介護事業所の地域密着型通所介護従事者としての職務に従事する場合

② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定地域密着型通所介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定地域密着型通所介護事業所に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）

（チェックポイント）

- 管理者が他の職務を兼務する場合、管理上支障がないか。
- 管理者が他の事業所、施設等の職務と兼務する場合、同一の事業者が設置した事業所等の職務であるか。かつ、当該事業所の利用者へのサービス提供等で生じる事象を把握でき、職員や業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないか。

人員に関する基準（療養通所介護）

■従業者の員数

【根拠条文】

◎区条例

第 60 条の 23

指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この款において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が 1.5 に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が 1 以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

- 2 療養通所介護従業者のうち 1 人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

◎老計発第 0331004 号等（解釈通知）

第 3 の 2 の 2

5 指定療養通所介護の事業

(2) 人員に関する基準

① 従業者の員数

イ 指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員の員数は、利用者 2 人の場合は 1.3 人以上、3 人の場合は 2 人以上、5 人の場合は 3.3 人以上を確保することが必要であり、このような体制が確保できるよう職員配置することとする。なお、小数点以下の端数が生じる場合があるが、これはサービス提供時間のうち職員が専従すべき時間の割合を示したものである。

ロ 常勤の看護師は、専ら指定療養通所介護の職務に従事する者を 1 人以上確保することとされているが、複数の看護師が交代で従事することにより必要数を確保することも認められる。ただし、利用者がサービス提供に当たり常時看護師による観察が必要な状態であることから、同一の看護師ができるだけ長時間継続して利用者の状態を観察することが望ましく、従事する看護師が頻回に交代する体制は望ましくない。

ハ 療養通所介護計画に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する時間が異なる利用者が同一の日に混在する場合、必要な療養通所介護従業者の員数は、利用者ごとの利用時間数の合計値を 1.5 で除して得られる数以上の時間勤務するのに必要と認められる数以上となる。

(チェックポイント)

- 利用者の数が 1.5 人に対し、提供時間帯を通じて専従の看護職員又は介護職員を 1 以上確保されるために必要と認められる数を配置しているか。
- 常勤の看護師を 1 人以上確保、あるいは複数の看護師が交代で従事することにより必要数を確保しているか。

■管理者

※令和 6 年度改正（下線部）

【根拠条文】

◎区条例

第 60 条の 24

指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、規則で定める職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

◎区規則

第 16 条の 12

条例第 60 条の 24 第 1 項ただし書の規則で定める職務は、当該指定療養通所介護事業所（・・・中略・・・）の他の職務又は他の事業所、施設等の職務とする。

◎老計発第 0331004 号等（解釈通知）

第 3 の 2 の 2

5 指定療養通所介護の事業

(2) 人員に関する基準

② 管理者

イ 指定療養通所介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

a 当該指定療養通所介護の看護職員としての職務に従事する場合

b 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定療養通所介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務に関し、一元的な管理及び指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設における看護業務（管理業務を含む。）と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定療養通所介護事業所に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理者の業務に支障があると考えられる。）

ロ 指定療養通所介護事業所の管理者は、管理者としてふさわしいと認められる看護師であって、保健師助産師看護師法第 14 条第 3 項の規定により看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後 2 年を経過しないものに該当しないものである。

ハ 指定療養通所介護事業所の管理者は、訪問看護に従事した経験のある者でなければならない。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。

（チェックポイント）

○管理者が他の職務を兼務する場合、管理上支障がないか。

○管理者は訪問看護に従事した経験のある看護師であるか。

人員に関する基準（（介護予防）認知症対応型通所介護の従業者の員数）

【根拠条文】

◎区条例

第 1 目 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護

（従業者の員数）

第 62 条

単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

（1）生活相談員

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（・・・中略・・・）の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数

（2）看護師若しくは准看護師（以下この節において「看護職員」という。）又は介護職員

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が 1 以上及び当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数

（3）機能訓練指導員

1 以上

2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第 2 号の看護職員又は介護職員を、常時 1 人以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護に従事させなければならない。

3 第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、同項の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、規則で定める職務に従事することができるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に 1 又は複数の利用者（・・・中略・・・）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（・・・中略・・・）を 12 人以下とする。

5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

6 第1項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

7 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第6条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(・・・中略・・・)

第2目 共用型指定認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

第65条

指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(・・・中略・・・)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(・・・中略・・・)の事業を行う者(・・・中略・・・)が当該事業を行う事業所(・・・中略・・・)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者(・・・中略・・・)の数を合計した数について、第111条、第131条若しくは第153条又は世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する条例第72条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第9条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

※第62条第7項の「指定地域密着型介護予防サービス基準第6条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たす」とは、指定単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に必要な従業者の員数を満たしていることをいう。

※第65条第1項の「第111条、第131条若しくは第153条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第72条に規定する従業者の員数を満たす」とは、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にそれぞれ必要な従業者の員数を満たしていることをいう。

※第65条第2項の「指定地域密着型介護予防サービス基準第9条第1項に規定する人員に関する基準を満たす」とは、指定共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に必要な従業者の員数を満たしていることをいう。

※介護予防認知症対応型通所介護：区予防条例第6条、第9条

第 3 の 3

2 人員及び設備に関する基準

(1) 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護

③ 従業者の員数

イ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合は、2 単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。

(イ) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護が同時に一定の距離を置いた 2 つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合

(ロ) 午前と午後とで別の利用者に対して単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供する場合

また、利用者ごとに策定した認知症対応型通所介護計画に位置づけられた内容の認知症対応型通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して認知症対応型通所介護を行うことも可能である。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。

ロ 8 時間以上 9 時間未満の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置するものとする。

ハ 利用者の数又は利用定員は、単位ごとの単独型・併設型指定認知症対応型通所介護についての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。従って、例えば、1 日のうちの午前の提供時間帯に利用者 10 人に対して単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者 10 人に対して単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供する場合であって、それぞれの単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の定員が 10 人である場合には、当該事業所の利用定員は 10 人、必要となる介護職員の員数は午前午後それぞれにおいて利用者 10 人に応じた数ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではない。

ニ 同一事業所で複数の単位の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものである。

ホ 生活相談員

生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）第 5 条第 2 項に定める生活相談員に準ずるものである。

基準第 42 条第 1 項第 1 号に定める「当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数」（以下「提供時間帯の時間数」という。）とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く）とする。

例えば、1 単位の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を実施している事業所の提供時間帯の時間数を 6 時間とした場合、生活相談員がサービス提供時間内に勤務している時間数の合計数（以下「勤務延時間数」という。）を、提供時間帯の時間数である 6 時間で除して得た数が 1 以上となるよう確保すればよいことから、生活相談員の員数にかかわらず 6 時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。また、午前 9 時から正午、午後

1時から午後6時の2単位の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時（正午から午後1時までを除く。）となり、提供時間帯の時間数は8時間となることから、生活相談員の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。

なお、指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定認知症対応型通所介護事業所を利用しない日でも当該利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。

ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものである。

へ 看護職員又は介護職員

看護職員又は介護職員については、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに2人以上配置する必要があるが必ずしも看護職員を配置しなければならないものではない。

基準第42条第1項第2号に定める「当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数」とは、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とする。

なお、同号に定める「専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員」については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員又は介護職員は提供時間帯を通じて単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。

さらに、同条第2項において単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに看護職員又は介護職員を常時1人以上確保することとされているが、これについては、看護職員又は介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに確保すべき看護職員又は介護職員の勤務延時間数が提供時間帯の時間数に満たない場合であっても、常時1人以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意すること。

一方、同条第3項において看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるとされていることから、例えば複数の単位の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに看護職員又は介護職員が常に1人以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能である。

ト 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

(2) 共用型指定認知症対応型通所介護

② 従業者の員数

共用型指定認知症対応型通所介護従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数を合計した数について、基準第 90 条、第 110 条若しくは第 131 条又は予防基準第 70 条の規定を満たすために必要な従業者を確保する必要があること。この場合の利用者数の計算に当たっては、3 時間以上 4 時間未満及び 4 時間以上 5 時間未満の報酬を算定している利用者（2 時間以上 3 時間未満の報酬を算定している利用者を含む。）については、利用者数に 2 分の 1 を乗じて得た数とし、5 時間以上 6 時間未満及び 6 時間以上 7 時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に 4 分の 3 を乗じて得た数とし、7 時間以上 8 時間未満及び 8 時間以上 9 時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に 1 を乗じて得た数として計算した全利用者の延べ数をもとに算出することとし、この計算により得た数をもとに算定することとする。

(・・・後略・・・)

※「基準第 90 条、第 110 条若しくは第 131 条又は予防基準第 70 条の規定を満たすために必要な従業者を確保する必要がある」とは、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にそれぞれ必要な従業者を確保していることをいう。

※「基準第 42 条」はこの場合、「区条例第 62 条」に相当

※単独型・併設型指定認知症対応型通所介護については、生活相談員の資格に関する基準や主な指導事例、チェックポイントは、概ね地域密着型通所介護と同様のため、前述の「人員に関する基準（地域密着型通所介護の従業者の員数）」の項目を参照すること。

人員に関する基準（（介護予防）認知症対応型通所介護の管理者）

※令和 6 年度改正（下線部）

【根拠条文】

◎区条例

第 63 条

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、規則で定める職務に従事することができるものとする。

- 2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

※共用型認知症対応型通所介護：区条例第 67 条

介護予防認知症対応型通所介護：区予防条例第 7 条、第 11 条

◎区規則

（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者が従事することができる職務）

第 18 条

条例第 63 条第 1 項ただし書の規則で定める職務は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（・・・中略・・・）の他の職務又は他の事業所、施設等の職務とする。

（共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者）

第 19 条

条例第 67 条第 1 項ただし書の規則で定めるときは、共用型指定認知症対応型通所介護事業所（条例第 65 条第 1 項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の常勤の管理者が、その職務に加えて、次の各号のいずれかの職務に従事しようとするときとする。

（1） 当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務

（2） 他の事業所、施設等の職務

- 2 前項に規定するもののほか、同項第 1 号に掲げる職務と併せて本体事業所等（当該共用型指定認知症対応型通所介護（・・・中略・・・）の事業を行う居間若しくは食堂を有する指定認知症対応型共同生活介護事業所（・・・中略・・・）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（・・・中略・・・）又は当該共用型指定認知症対応型通所介護の事業を行う食堂若しくは共同生活室を有する指定地域密着型特定施設（・・・中略・・・）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（・・・中略・・・）をいう。）の職務に従事しようとする場合についても、前項と同様とする。

◎老計発第 0331004 号等（解釈通知）

第 3 の 3

2 人員及び設備に関する基準

（1）④ 管理者

イ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

- ・当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の従業者としての職務に従事する場合
- ・同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所に駆け付けすることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）

ロ 管理者は、管理者としての資質を確保するために、指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（・・・中略・・・）第2号に規定する研修を修了しているものとする。なお、当該研修は具体的には「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（・・・中略・・・）1の(1)の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指すものである。ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。

※共用型認知症対応型通所介護については第3の3の2の(2)④を参照

（チェックポイント）

- 「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了した管理者を配置しているか。
- 管理者が他の職務を兼務する場合、管理上支障がないか。
- 管理者が他の事業所、施設等の職務と兼務する場合、同一の事業者が設置した事業所等の職務であるか。かつ、当該事業所の利用者へのサービス提供等で生じる事象を把握でき、職員や業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないか。

内容及び手続の説明並びに同意

【根拠条文】

◎区条例

第10条第1項（準用：第60条の20）

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第60条の12に規定する重要事項に関する規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

※上記のうち用語等の一部は準用に伴い読み替えを行ったもの

※地域密着型通所介護以外の根拠規定等は以下のとおり

- ・療養通所介護：区条例第60条の27
- ・認知症対応型通所介護：区条例第10条〔準用：第81条〕
- ・介護予防認知症対応型通所介護：区予防条例第12条

◎老計発第0331004号等（解釈通知）

第3の1の4の（2）の①（準用：第3の2の2の3の（14））

① 基準第3条の7は、指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定地域密着型通所介護事業所の運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定地域密着型通所介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定地域密着型通所介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、書面によって確認することが適当である。

※上記のうち用語等の一部は準用に伴い読み替えを行ったもの

※「基準第3条の7」はこの場合、「区条例第10条」に相当

※地域密着型通所介護以外の根拠規定等は以下のとおり

- ・療養通所介護：解釈通知第3の2の2の5の（4）の①
- ・認知症対応型通所介護：解釈通知第3の1の4の（2）の①〔準用：第3の3の3の（8）〕
- ・介護予防認知症対応型通所介護：解釈通知第4の1の規定により第3の1の4の（2）の①参照

【主な指導事例】

○サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書（重要事項説明書等）を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていない。

(チェックポイント)

- サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書（重要事項説明書等）を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ているか。サービス提供を受けることについて利用申込者の同意を得ているか。

【重要事項の主なもの】

事業所の重要事項の規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況（実施の有無、直近の実施年月日、評価機関の名称、評価結果の開示状況）

- 上記の交付、説明及び同意の手続を行ったことが、保管書類等により確認できる状態であるか。

- 重要事項の説明で区の苦情相談窓口を案内する場合に、利用者の住所地を管轄する総合支所 保健福祉課 地域支援担当（※）を案内しているか。

※世田谷区の場合、本庁の介護保険課などは苦情相談窓口ではないことに要注意。

※「総合支所」…世田谷区では、介護保険の相談や苦情等については、利用者の住所地を管轄する5つの各総合支所の保健福祉課 地域支援担当が担当窓口。なお、区外利用者については、事業所の所在地を管轄する総合支所の保健福祉課 地域支援担当が担当窓口。

※窓口の電話番号等は、下記のホームページを参照し、正確に案内すること。電話番号等が変更になる場合もあるので、必ず最新情報を確認すること。

→総合支所業務案内 保健福祉課の案内ホームページ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/kyoutsu/hoken/8472.html>

※世田谷区ホームページ右上の「検索メニュー」→「ページIDから探す」より、「8472」を入力して検索してください。

受給資格等の確認

【根拠条文】

◎区条例

第 13 条第 1 項（準用：第 60 条の 20）

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

※上記のうち用語等の一部は準用に伴い読み替えを行ったもの

※老計発第 0331004 号等（解釈通知）：第 3 の 1 の 4 の（5）の① [準用：第 3 の 2 の 2 の 3 の（14）]

※地域密着型通所介護以外の根拠規定等は以下のとおり

- ・療養通所介護

区条例：第 13 条第 1 項 [準用：第 60 条の 38]

- ・認知症対応型通所介護

区条例：第 13 条第 1 項 [準用：第 81 条]

解釈通知：第 3 の 1 の 4 の（5）① [準用：第 3 の 3 の 3 の（8）]

- ・介護予防認知症対応型通所介護

区予防条例第 15 条第 1 項

解釈通知：第 4 の 1 の規定により第 3 の 1 の 4 の（5）①参照

【主な指導事例】

○利用者の提示する被保険者証を確認していない。

（チェックポイント）

○被保険者証の原本の提示により、被保険者資格等を確認しているか。

○上記の確認を行ったことがわかる記録（原本の写し等）を保存しているか。

【根拠条文】

◎区条例

第 18 条（準用：第 60 条の 20）

指定地域密着型通所介護事業者は、居宅サービス計画（法第 8 条第 24 項に規定する居宅サービス計画をいい、規則で定める計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。

第 19 条（準用：第 60 条の 20）

指定地域密着型通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

第 60 条の 10 第 2 項

地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

※上記のうち用語等の一部は準用に伴い読み替えを行ったもの

※老計発第 0331004 号等（解釈通知）：第 3 の 1 の 4 の（9）及び（10）〔準用：第 3 の 2 の 2 の 3 の（14）〕

※地域密着型通所介護以外の根拠規定等は以下のとおり

・療養通所介護

区条例：第 18 条・第 19 条〔準用：第 60 条の 38〕、第 60 条の 31 第 2 項

解釈通知：第 3 の 2 の 2 の 5 の（4）の④の口

・認知症対応型通所介護

区条例：第 18 条・第 19 条〔準用：第 81 条〕、第 72 条第 2 項

解釈通知：第 3 の 1 の 4 の（9）及び（10）〔準用：第 3 の 3 の 3 の（8）〕

・介護予防認知症対応型通所介護

区予防条例：第 20 条、第 21 条、第 43 条第 3 号

解釈通知：第 4 の 1 の規定により第 3 の 1 の 4 の（9）及び（10）参照

【主な指導事例】

○居宅サービス計画に位置付けられた曜日及び時間帯とは異なる曜日及び時間帯にサービスを提供していた。

○居宅サービス計画の交付を受けていないことにより、居宅サービス計画に沿った内容でサービスを提供していることが確認できない。

（チェックポイント）

○サービス提供の曜日や時間帯、内容等が居宅サービス計画・介護予防サービス計画に沿っているか。

○サービス提供の曜日や時間帯、内容等を変更する必要がある場合に、居宅サービス計画・介護予防サービス計画の変更の必要について居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者へ連絡等を行っているか。

サービスの提供の記録

【根拠条文】

◎区条例

第 21 条第 2 項（準用：第 60 条の 20）

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

第 60 条の 19 第 2 項

指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。

（・・・中略・・・）

（２） 次条において準用する第 21 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

（・・・後略・・・）

※上記のうち用語等の一部は準用に伴い読み替えを行ったもの

※老計発第 0331004 号等（解釈通知）：第 3 の 1 の 4 の（12）〔準用：第 3 の 2 の 2 の 3 の（14）〕

※地域密着型通所介護以外の根拠規定等は以下のとおり

- ・療養通所介護

区条例：第 21 条第 2 項〔準用：第 60 条の 38〕、第 60 条の 37 第 2 項第 3 号

- ・認知症対応型通所介護

区条例：第 21 条第 2 項〔準用：第 81 条〕、第 80 条第 2 項第 2 号

解釈通知：第 3 の 1 の 4 の（12）〔準用：第 3 の 3 の 3 の（8）〕

- ・介護予防認知症対応型通所介護

区予防条例：第 22 条第 2 項、第 41 条第 2 項第 2 号

解釈通知：第 4 の 1 の規定により第 3 の 1 の 4 の（12）参照

◎区規則

第 16 条の 6

条例第 60 条の 19 第 2 項の規則で定める期間は、指定地域密着型通所介護の提供の完結の日から 2 年間とする。

※療養通所介護：区規則第 16 条の 15

※認知症対応型通所介護：区規則第 20 条第 1 項

※介護予防認知症対応型通所介護：区予防規則：第 11 条第 1 項

【主な指導事例】

○サービスを提供した際の利用者の心身の状況、提供した具体的なサービスの内容及び実施時間を記録していない。

(チェックポイント)

○サービスを提供した際に、提供日、提供した具体的な内容、利用者の状況その他必要な事項を記録しているか。

○上記の記録を、サービスの提供の完結の日（※）から2年間保存しているか。

※「完結の日」…個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日をいう。

利用料等の受領

【根拠条文】

◎区条例

第 60 条の 7 第 3 項

指定地域密着型通所介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) おむつ代
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

※老計発第 0331004 号等（解釈通知）：第 3 の 2 の 2 の 3 の (1) の②

※地域密着型通所介護以外の根拠規定等は以下のとおり

・療養通所介護

区条例：第 60 条の 7 第 3 項 [準用：第 60 条の 38 (※左記同条第 3 項第 2 号を除く。)]

解釈通知：第 3 の 2 の 2 の 5 の (4) の⑦

・認知症対応型通所介護

区条例：第 60 条の 7 第 3 項 [準用：第 81 条]

解釈通知：第 3 の 2 の 2 の 3 の (1) の② [準用：第 3 の 3 の 3 の (8)]

・介護予防認知症対応型通所介護

区予防条例：第 23 条第 3 項

解釈通知：第 4 の 1 の規定により第 3 の 2 の 2 の 3 の (1) の②参照

【主な指導事例】

- 食事の提供に要する費用について、運営規程に記載された金額とは異なる額の支払を利用者から受けている。

（チェックポイント）

- 利用者から支払を受ける費用は、利用者に負担させることが適当と認められる費用であるか。
- 利用者から支払を受ける費用及びそのサービスの内容について、あらかじめ、利用者又は家族に説明を行い、利用者の同意を得ているか。
- 利用者から支払を受ける費用の取扱いについて、関連通知の内容を確認しているか。

→区通知『利用者から支払を受けることができる利用料等について』（平成 28 年 3 月 17 日 27 世介保第 1303 号）

世田谷区ホームページ『区条例に定める人員等の基準に関する取扱いについて』に掲載
<https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/2377.html>

※世田谷区ホームページ右上の「検索メニュー」→「ページ I Dから探す」より、「2377」
を入力して検索してください。

※令和 6 年度新設（下線部）

【根拠条文】

◎区条例

第 60 条の 9 （・・・中略・・・）

（５）指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

（６）身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 60 条の 19 第 2 項 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。

（・・・中略・・・）

（３）第 60 条の 9 第 6 号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（・・・後略・・・）

※老計発第 0331004 号等（解釈通知）：第 3 の 2 の 2 の 3 の（２）の③及び（13）

※地域密着型通所介護以外の根拠規定等は以下のとおり

・療養通所介護

区条例：第 60 条の 30 第 3 号及び第 4 号、第 60 条の 37 第 2 項第 4 号

解釈通知：第 3 の 2 の 2 の 5 の（４）の③の口

・認知症対応型通所介護

区条例：第 71 条第 5 号及び第 6 号、第 80 条第 2 項第 3 号

解釈通知：第 3 の 3 の 3 の（１）の⑤、第 3 の 2 の 2 の 3 の（13）〔参照：第 3 の 3 の 3 の（７）〕

・介護予防認知症対応型通所介護

区予防条例：第 43 条第 10 号及び第 11 号、第 41 条第 2 項第 3 号

解釈通知：第 4 の 1 の規定により第 3 の 3 の 3 の（１）の⑤、第 3 の 2 の 2 の 3 の（13）参照

◎区規則

第 16 条の 6

条例第 60 条の 19 第 2 項の規則で定める期間は、指定地域密着型通所介護の提供の完結の日から 2 年間とする。

※療養通所介護：区規則第 16 条の 15

※認知症対応型通所介護：区規則第 20 条第 1 項

※介護予防認知症対応型通所介護：区予防規則第 11 条第 1 項

（チェックポイント）

○利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。

- 身体的拘束等を行う場合は、その態様や時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録しているか。
- 身体的拘束等の記録を、サービスの提供の完結の日（※）から 2 年間保存しているか。
- ※「完結の日」…個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日をいう。

【根拠条文】

◎区条例

第 60 条の 10

指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

第 60 条の 19 第 2 項

指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。

- (1) 地域密着型通所介護計画
(・・・後略・・・)

※老計発第 0331004 号等（解釈通知）：第 3 の 2 の 2 の 3 の (3) 及び (13)

※地域密着型通所介護以外の根拠規定等は以下のとおり

- ・療養通所介護
区条例：第 60 条の 31、第 60 条の 37 第 2 項第 1 号
解釈通知：第 3 の 2 の 2 の 5 の (4) の④
- ・認知症対応型通所介護
区条例：第 72 条、第 80 条第 2 項第 1 号
解釈通知：第 3 の 3 の 3 の (2)、第 3 の 2 の 2 の 3 の (13) [参照：第 3 の 3 の 3 の (7)]
- ・介護予防認知症対応型通所介護
区予防条例：第 43 条第 2 号から第 5 号まで、第 41 条第 2 項第 1 号
解釈通知：第 4 の 1 の規定により第 3 の 3 の 3 の (2)、第 3 の 2 の 2 の 3 の (13) 参照

◎区規則

第 16 条の 6

条例第 60 条の 19 第 2 項の規則で定める期間は、指定地域密着型通所介護の提供の完結の日から 2 年間とする。

- ※療養通所介護：区規則第 16 条の 15
 ※認知症対応型通所介護：区規則第 20 条第 1 項
 ※介護予防認知症対応型通所介護：区規則第 11 条第 1 項

【主な指導事例】

- 地域密着型通所介護計画等（※）について、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されていない。
- ※「地域密着型通所介護計画等」…地域密着型通所介護計画、療養通所介護計画又は（介護予防）認知症対応型通所介護計画をいう。以下、このページにおいて同じ。
- 地域密着型通所介護計画等にサービスを提供する曜日及び時間を記載していない。
- 地域密着型通所介護計画等が、居宅サービス計画の内容に沿って作成されていない。
- 地域密着型通所介護計画等の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていない。
- 地域密着型通所介護計画等に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていない。
- 地域密着型通所介護計画等の実施状況及び評価について、利用者又はその家族に説明していない。

（チェックポイント）

- 地域密着型通所介護計画等を作成する際に、利用者の心身の状況等を把握・分析し、サービス提供によって解決すべき問題状況を明らかに（アセスメント）しているか。
 - 地域密着型通所介護計画等に、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等（サービスを提供する曜日及び時間を含む。）を記載しているか。
 - 居宅サービス計画・介護予防サービス計画の内容に沿って地域密着型通所介護計画等を作成しているか。（サービスの提供曜日及び提供時間帯が居宅サービス計画・介護予防サービス計画と一致しているか。）
 - 地域密着型通所介護計画等の内容について、利用者又はその家族に説明しているか。
 - 地域密着型通所介護計画等の内容について利用者の同意を得ているか。
 - 作成した地域密着型通所介護計画等を利用者に交付しているか。
 - 各利用者について、地域密着型通所介護計画等に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。
 - 地域密着型通所介護計画等の実施状況や評価について、利用者又はその家族に説明を行っているか。
 - 作成した地域密着型通所介護計画等を、サービスの提供の完結の日（※）から 2 年間保存しているか。
- ※「完結の日」…個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日をいう。

運営規程（虐待防止措置事項規定の義務化）

※令和 6 年 4 月 1 日から義務化

【根拠条文】

◎区条例

第 60 条の 12

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（・・・中略・・・）

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

（・・・後略・・・）

※地域密着型通所介護以外の根拠規定等は以下のとおり

・療養通所介護

区条例：第 60 条の 34 第 9 号

・認知症対応型通所介護

区条例：第 74 条第 10 号

・介護予防認知症対応型通所介護

区予防条例：区予防条例第 28 条第 10 号

◎老計発第 0331004 号等（解釈通知）

第 3 の 1 の 4 の (21) の⑥（第 3 の 2 の 2 の 3 の (5) ） 参照

(21) （・・・中略・・・）特に次の点に留意するものとする。なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない（この点については他のサービス種類についても同様とする。）。

（・・・中略・・・）

⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項

（・・・中略・・・）虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業員への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること（以下、他のサービスについても同趣旨）。

※認知症対応型通所介護についても第 3 の 3 の 3 の (3) の規定により参照

※介護予防認知症対応型通所介護についても第 4 の 1 の規定により参照

「地域密着型通所介護」とあるのは「（介護予防）認知症対応型通所介護」と読替え

（チェックポイント）

○運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を定めているか。

○上記の事項について、組織内の体制（責任者の選定、従業員への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を定めているか。

【参考】運営規程への記載については以下の区通知を確認すること。

区通知『令和6年4月1日から義務化される措置への対応について（令和5年10月25日事務連絡）』

→世田谷区ホームページ『地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援の指定・更新・変更等』の項目「基準に関する注意事項等」の「共通」の段に掲載。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/2364.html>

※世田谷区ホームページ右上の「検索メニュー」→「ページIDから探す」より、「2364」を入力して検索してください。

勤務体制の確保等（勤務体制の定め）

【根拠条文】

◎区条例

第 60 条の 13

指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供することができるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

※地域密着型通所介護以外の根拠規定等は以下のとおり

- ・療養通所介護

区条例：区条例第 60 条の 13 第 1 項及び第 2 項 [準用：第 60 条の 38]

- ・認知症対応型通所介護

区条例：区条例第 60 条の 13 第 1 項及び第 2 項 [準用：第 81 条]

- ・介護予防認知症対応型通所介護

区予防条例：区予防条例第 29 条第 1 項及び第 2 項

◎老計発第 0331004 号等（解釈通知）

第 3 の 2 の 2 の 3

(6) 勤務体制の確保等

（・・・中略・・・）利用者に対する適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

- ① 指定地域密着型通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、地域密着型通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。
- ② （・・・中略・・・）原則として、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者たる地域密着型通所介護従業者によって指定地域密着型通所介護を提供するべきであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。

※「基準第 30 条」はこの場合、「区条例第 60 条の 13」に相当

※認知症対応型通所介護についても第 3 の 3 の 3 の（8）の規定により準用

※介護予防認知症対応型通所介護についても第 4 の 1 の規定により参照

「地域密着型通所介護」とあるのは「（介護予防）認知症対応型通所介護」と読替え

【主な指導事例】

○勤務表において、従業者の日々の勤務時間を明確にしていない。

○勤務表において、従業者の常勤・非常勤の別を明確にしていない。

○勤務表において、管理者又は従業者が生活相談員及び介護職員として勤務する時間（兼務関係）が明確になっていない。

（チェックポイント）

○原則として月ごとの勤務表を作成しているか。

○勤務表に、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別を明記しているか。

○勤務表において、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。

○当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。（ただし、調理、洗濯等の利用者の処遇に影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等が認められる。）

勤務体制の確保等（認知症介護基礎研修の受講義務）

※令和 6 年 4 月 1 日から義務化

【根拠条文】

◎区条例

第 60 条の 13 第 3 項

指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

※老計発第 0331004 号等（解釈通知）：第 3 の 2 の 2 の 3 の（6）の③

※地域密着型通所介護以外の根拠規定等は以下のとおり

- ・療養通所介護

区条例：第 60 条の 13 第 3 項 [準用：第 60 条の 38]

- ・認知症対応型通所介護

区条例：第 60 条の 13 第 3 項 [準用：第 81 条]

解釈通知：第 3 の 2 の 2 の 3 の（6）の③ [準用：第 3 の 3 の 3 の（8）]

- ・介護予防認知症対応型通所介護

区予防条例：第 29 条第 3 項

解釈通知：第 4 の 1 の規定により第 3 の 2 の 2 の 3 の（6）の③参照

（チェックポイント）

○介護に直接携わる全ての従業者（医療・福祉関係資格を有さない者（★））に対し、認知症介護基礎研修を受講させているか。

○新たに採用した介護に直接携わる従業者（医療・福祉関係資格を有さない者（★））に対し、採用後 1 年を経過するまでに、認知症介護基礎研修を受講させているか。

★「医療・福祉関係資格を有さない者」とは

認知症介護基礎研修の受講義務付けの対象者となる「医療・福祉関係資格を有さない者」とは、具体的には、次の資格者以外の者をいう。

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師、福祉用具専門員、歯科衛生士等

（参考情報）

○東京都では、認知症介護基礎研修を e ラーニングで実施しています。

※研修費用等の詳細については、下記ホームページにて確認してください。

→東京都福祉局ホームページの認知症介護基礎研修の案内ページ（2 種類あり）

- ・「講座・催し物」関係

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/koza/ninchi/kiso_e-learning.html

- ・「とうきょう認知症ナビ」関係

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/gyouji/kaigo_kenshu/kiso/index.html

勤務体制の確保等（ハラスメント対策）

【根拠条文】

◎区条例

第 60 条の 13 第 4 項

指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

※老計発第 0331004 号等（解釈通知）：第 3 の 2 の 2 の 3 の（6）の④〔参照：第 3 の 1 の 4 の（22）の⑥〕

※地域密着型通所介護以外の根拠規定等は以下のとおり

- ・療養通所介護

区条例：第 60 条の 13 第 4 項〔準用：第 60 条の 38〕

- ・認知症対応型通所介護

区条例：第 60 条の 13 第 4 項〔準用：第 81 条〕

解釈通知：第 3 の 2 の 2 の 3 の（6）の④〔準用：第 3 の 3 の 3 の（8）〕

- ・介護予防認知症対応型通所介護

区予防条例：区予防条例第 29 条第 4 項

解釈通知：第 4 の 1 の規定により第 3 の 2 の 2 の 3 の（6）の④参照

【主な指導事例】

○セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という）の防止のための措置を講じていない。

（チェックポイント）

○下記の厚生労働省の指針において規定されている措置等を講じているか。

- ・『事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』

→指針の掲載ページ（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000605548.pdf>

- ・『事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』

→指針の掲載ページ（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000605661.pdf>

○職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発しているか。

○相談・苦情に対応する担当者を定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知しているか。

○顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）を防止するために必要な措置を講じているか（講じることが望ましい）。

(参考資料)

- ・『介護現場におけるハラスメント対策マニュアル』
- ・『(管理職・職員向け) 研修のための手引き』
→上記資料の掲載ページ (厚生労働省ホームページ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

業務継続計画の策定等

※令和 6 年 4 月 1 日から義務化（基準違反の場合は減算あり）

【根拠条文】

◎区条例

第 33 条の 2（準用第 60 条の 20）

指定地域密着型通所介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制において早期に業務を再開することを目的とする計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※上記のうち用語等の一部は準用に伴い読み替えを行ったもの

※老計発第 0331004 号等（解釈通知）：第 3 の 2 の 2 の 3 の（7）

※地域密着型通所介護以外の根拠規定等は以下のとおり

- ・療養通所介護

区条例：第 33 条の 2 [準用：第 60 条の 38]

- ・認知症対応型通所介護

区条例：第 33 条の 2 [準用：第 81 条]

解釈通知：第 3 の 2 の 2 の 3 の（7） [準用：第 3 の 3 の 3 の（4）]

- ・介護予防認知症対応型通所介護

区予防条例：第 29 条の 2

解釈通知：第 4 の 1 の規定により第 3 の 2 の 2 の 3 の（7）参照

（チェックポイント）

○感染症の発生についての業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。

○非常災害の発生についての業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。

○従業者に対し、業務継続計画について周知しているか。

○従業者に対し、業務継続計画について必要な研修を年 1 回以上実施しているか。

○従業者の新規採用時に、業務継続計画について必要な研修を実施しているか（実施することが望ましい）。

○業務継続計画についての研修の実施内容を記録しているか。

○従業者に対し、必要な訓練を年 1 回以上実施しているか。

○定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更を行っているか。

○業務継続計画の策定にあたり、厚生労働省の業務継続ガイドライン等を確認しているか。

- ・『介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修』

→ガイドラインの掲載ページ（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

【参考】業務継続計画の策定等における注意事項については以下の区通知を確認すること。

区通知『令和6年4月1日からの運営基準の改正等に係る注意事項について（令和6年7月25日付6世介保第1493号）』

→世田谷区ホームページ『地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援の指定・更新・変更等』の項目「基準に関する注意事項等」の「共通」の段に掲載。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/2364.html>

※世田谷区ホームページ右上の「検索メニュー」→「ページIDから探す」より、「2364」を入力して検索してください。

非常災害対策

【根拠条文】

◎区条例

第 60 条の 15

指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

※老計発第 0331004 号等（解釈通知）：第 3 の 2 の 2 の 3 の（8）

※地域密着型通所介護以外の根拠規定等は以下のとおり

- ・療養通所介護

区条例：第 60 条の 15 [準用：第 60 条の 38]

- ・認知症対応型通所介護

区条例：第 60 条の 15 [準用：第 81 条]

解釈通知：第 3 の 2 の 2 の 3 の（8） [準用：第 3 の 3 の 3 の（8）]

- ・介護予防認知症対応型通所介護

区予防条例：第 31 条

解釈通知：第 4 の 1 の規定により第 3 の 2 の 2 の 3 の（8）参照

（チェックポイント）

- 消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成しているか。
- 火災等の災害時に、地域の消防機関に速やかに通報する体制をとるよう、従業者に周知しているか。
- 避難訓練等を定期的に実施しているか。
- 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制を整備しているか。

衛生管理等（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

※令和 6 年 4 月 1 日から義務化

【根拠条文】

◎区条例

第 60 条の 16 第 2 項

指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように規則で定める措置を講じなければならない。

※老計発第 0331004 号等（解釈通知）：第 3 の 2 の 2 の 3 の（9）

※地域密着型通所介護以外の根拠規定等は以下のとおり

- ・療養通所介護

区条例：第 60 条の 16 第 2 項〔準用：第 60 条の 38〕

- ・認知症対応型通所介護

区条例：第 60 条の 16 第 2 項〔準用：第 81 条〕

解釈通知：第 3 の 2 の 2 の 3 の（9）〔準用：第 3 の 3 の 3 の（5）〕

- ・介護予防認知症対応型通所介護

区予防条例：第 32 条第 2 項

解釈通知：第 4 の 1 の規定により第 3 の 2 の 2 の 3 の（9）参照

◎区規則

第 16 条の 4 の 2 条例第 60 条の 16 第 2 項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- （１） 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者（条例第 60 条の 3 第 1 項に規定する地域密着型通所介護従業者をいう。以下同じ。）に周知徹底を図ること。
- （２） 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- （３） 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

※療養通所介護：区規則第 16 条の 4 の 2（準用：第 16 条の 16）

※認知症対応型通所介護：区規則第 16 条の 4 の 2（準用：第 21 条）

※介護予防認知症対応型通所介護：区予防規則第 9 条の 2

（チェックポイント）

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね 6 月に 1 回以上開催しているか。
- 感染対策担当者を決めているか。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。
- 上記の指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定しているか。

○上記の指針の整備に当たっては、厚生労働省の『介護現場における感染対策の手引き』を参照しているか。

→厚生労働省ホームページ「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumato_me_13635.html

※上記ページに『介護現場における感染対策の手引き』が掲載されています。

○従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を年 1 回以上実施しているか。

○従業者の新規採用時に、感染症の予防及びまん延の防止のための必要な研修を実施しているか（実施することが望ましい）。

○上記の研修の実施内容を記録しているか。

○実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を年 1 回以上実施しているか。

揭示

※令和 6 年度改正（下線部）

【根拠条文】

◎区条例

第 35 条（準用第 60 条の 20）

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定地域密着型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（・・・中略・・・）

附則（令和 6 年 3 月世田谷区条例第 12 号）

（・・・中略・・・）

（重要事項の揭示に係る経過措置）

3 施行日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 35 条第 3 項（改正後の（・・・中略・・・）第 60 条の 20 の 3、第 60 条の 38、第 81 条（・・・中略・・・）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後条例第 35 条第 3 項中「指定地域密着型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

※上記のうち用語等の一部は準用に伴い読み替えを行ったもの

※療養通所介護：区条例第 35 条〔準用：第 60 条の 38〕

※認知症対応型通所介護：区条例第 35 条〔準用第 81 条〕

※介護予防認知症対応型通所介護：区予防条例第 33 条 附則（令和 6 年 3 月世田谷区条例第 13 号）

◎老計発第 0331004 号等（解釈通知）

第 3 の 1 の 4 の（25）（準用：第 3 の 2 の 2 の 3 の（14））

（25） 揭示

① （・・・中略・・・）指定地域密着型通所介護事業者は、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定地域密着型通所介護事業所の見やすい場所に揭示することを規定したものである。（・・・中略・・・）指定地域密着型通所介護事業者は、原則として、重要事項を当該指定地域密着型通所介護事業者のウェブサイトに掲載しなければならないことを規定したものであるが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。なお、指定地域密着型通所介護事業者は、重要事項の揭示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に掲げる点に留意する必要がある。

イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。

(・・・中略・・・)

② 同条第2項は、重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定地域密着型通所介護事業所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができることを規定したものである。

※上記のうち用語等の一部は準用に伴い読み替えを行ったもの

※認知症対応型通所介護についても第3の3の3の(8)の規定により準用

※介護予防認知症対応型通所介護についても第4の1の規定により参照

「地域密着型通所介護」とあるのは「(介護予防)認知症対応型通所介護」と読替え

(チェックポイント)

- 運営規程その他重要事項を、事業所の見やすい場所に掲示し、又は利用者・家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けているか。
- 重要事項のウェブサイト掲載について、令和7年4月1日からの義務化に向けて、準備を行っているか。

【根拠条文】

◎区条例

第 36 条（準用：第 60 条の 20）

指定地域密着型通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

※上記のうち用語等の一部は準用に伴い読み替えを行ったもの

※老計発第 0331004 号等（解釈通知）：第 3 の 1 の 4 の（26）の①から③〔準用：第 3 の 2 の 2 の 3 の（14）〕

※地域密着型通所介護以外の根拠規定等は以下のとおり

・療養通所介護

区条例：第 36 条〔準用：第 60 条の 38〕

・認知症対応型通所介護

区条例：第 36 条〔準用：第 81 条〕

解釈通知：第 3 の 1 の 4 の（26）の①から③〔準用：第 3 の 3 の 3 の（8）〕

・介護予防認知症対応型通所介護

区予防条例：第 34 条

解釈通知：第 4 の 1 の規定により第 3 の 1 の 4 の（26）の①から③参照

【主な指導事例】

○従業者（派遣労働者等を含む。以下、このページにおいて同じ。）の秘密保持について、必要な措置を講じていない。

○利用者及びその家族の個人情報を用いることについて、文書により同意を得ていない。

（チェックポイント）

○従業者に対して、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する措置を雇用時等に講じているか。（例：雇用時に秘密の保持に関する誓約書等を徴しているなど）

○従業者が、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決めているか。

○利用者の個人情報を用いる場合利用者の同意を、あらかじめ文書により得ているか。

○利用者の家族の個人情報を用いる場合家族全員の同意又は家族代表等による包括的な同意を、あらかじめ文書により得ているか。

苦情処理

【根拠条文】

◎区条例

第 39 条（準用：第 60 条の 20）

指定地域密着型通所介護事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、法第 23 条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

（・・・後略・・・）

※上記のうち用語等の一部は準用に伴い読み替えを行ったもの

※老計発第 0331004 号等（解釈通知）：第 3 の 1 の 4 の（28）〔準用：第 3 の 2 の 2 の 3 の（14）〕

※地域密着型通所介護以外の根拠規定等は以下のとおり

- ・療養通所介護

区条例：第 39 条〔準用：第 60 条の 38〕

- ・認知症対応型通所介護

区条例：第 39 条〔準用：第 81 条〕

解釈通知：第 3 の 1 の 4 の（28）〔準用：第 3 の 3 の 3 の（8）〕

- ・介護予防認知症対応型通所介護

区予防条例：第 37 条

解釈通知：第 4 の 1 の規定により第 3 の 1 の 4 の（28）参照

◎区規則

第 9 条（準用：第 16 条の 7）

指定地域密着型通所介護業者は、区市町村からの求めがあった場合には、条例第 60 条の 20 において準用する条例第 39 条第 3 項の改善の内容を区市町村に報告しなければならない。

（・・・後略・・・）

※上記のうち用語等の一部は準用に伴い読み替えを行ったもの

※療養通所介護：区規則第 9 条〔準用：第 16 条の 16〕

※認知症対応型通所介護：区規則第 9 条〔準用：第 21 条〕

※介護予防認知症対応型通所介護：区予防規則第 10 条

（チェックポイント）

○利用者及びその家族（以下、このページ及び次ページにおいて「利用者等」という。）からの苦情を受け付けるための相談窓口を設置しているか。

○苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし（相談窓口、苦情処理の体制及び手順等を明記したマニュアルの整備等）、利用申込者又はその家族に、文書により説明しているか。

○利用者等からの苦情の受付日、その内容等を記録しているか。

○利用者等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から助言又は指導を受けた場合に必要な改善を行っているか。

○重要事項の説明で区の苦情相談窓口を案内する場合に、利用者の住所地を管轄する総合支所 保健福祉課 地域支援担当（※）を案内しているか。

※世田谷区の場合、本庁の介護保険課などは苦情相談窓口ではないことに要注意。

※「総合支所」…世田谷区では、介護保険の相談や苦情等については、利用者の住所地を管轄する5つの各総合支所の保健福祉課 地域支援担当が担当窓口。なお、区外利用者については、事業所の所在地を管轄する総合支所の保健福祉課 地域支援担当が担当窓口。

※窓口の電話番号等は、下記のホームページを参照し、正確に案内すること。電話番号等が変更になる場合もあるので、必ず最新情報を確認すること。

→総合支所業務案内 保健福祉課の案内ホームページ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/kyoutsu/hoken/8472.html>

※世田谷区ホームページ右上の「検索メニュー」→「ページIDから探す」より、「8472」を入力して検索してください。

地域との連携等（運営推進会議の実施）

【根拠条文】

◎区条例

第 60 条の 17

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する区市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項及び次項において「運営推進会議」という。）を設置し、規則で定める回数以上、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

（・・・中略・・・）

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、第 1 項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

（・・・後略・・・）

第 60 条の 19 （・・・中略・・・）

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。

（・・・中略・・・）

（6）第 60 条の 17 第 3 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

※老計発第 0331004 号等（解釈通知）：第 3 の 2 の 2 の 3 の（10）の①及び②

※地域密着型通所介護以外の根拠規定等は以下のとおり

- ・療養通所介護

区条例：第 60 条の 17 [準用：第 60 条の 38]、第 60 条の 37 第 2 項第 7 号

- ・認知症対応型通所介護

区条例：第 60 条の 17 [準用：第 81 条]、第 80 条第 2 項第 6 号

解釈通知：第 3 の 2 の 2 の 3 の（10）の①及び② [準用：第 3 の 3 の 3 の（8）]

- ・介護予防認知症対応型通所介護

区予防条例：第 40 条、第 41 条第 2 項第 7 号

解釈通知：第 4 の 1 の規定により第 3 の 2 の 2 の 3 の（10）の①及び②参照

◎区規則

第 16 条の 5 条例第 60 条の 17 第 1 項の規則で定める回数は、おおむね 6 月に 1 回とする。

第 16 条の 6 条例第 60 条の 19 第 2 項の規則で定める期間は、指定地域密着型通所介護の提供の完結の日から 2 年間とする。

※療養通所介護：区規則第 16 条の 5 [準用：第 16 条の 16]、第 16 条の 15

※認知症対応型通所介護：区規則第 16 条の 5 [準用：第 21 条]、第 20 条第 1 項

※介護予防認知症対応型通所介護：区予防規則第 10 条の 2、第 11 条第 1 項

【主な指導事例】

- 運営推進会議を、区規則で定める回数（おおむね 6 月に 1 回）以上開催していない。
- 運営推進会議を、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域密着型通所介護について知見を有する者の参加を得ずに開催している。
- 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を公表していない。

（チェックポイント）

- 運営推進会議は、おおむね 6 月に 1 回以上開催しているか（指定療養通所介護の事業における運営推進会議は、おおむね 12 月に 1 回以上開催しているか。）。
- 運営推進会議の開催に当たり、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）の職員、知見を有する者（※）等に、もれなく参加を求めているか。また、その確認ができる措置を講じているか。
 - ※「知見を有する者」・・・地域密着型通所介護（療養通所介護を含む。）、（介護予防）認知症対応型通所介護について知見を有する者をいう。
- 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成しているか。
- 上記の記録を公表しているか。
- 上記の記録を、サービスの提供の完結の日（※）から 2 年間保存しているか。
 - ※「完結の日」・・・運営推進会議の記録については、記録を公表した日をいう。
- 運営推進会議は、感染対策を講じたうえで、原則として、コロナ禍前の取扱いに準じて、運営基準に沿った内容で開催しているか。

→区に関連通知『運営推進会議等の取扱いについて（令和 5 年 5 月 8 日以降）』（令和 5 年 5 月 2 日 事務連絡）

→世田谷区ホームページ『地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援の指定・更新・変更等』の項目「基準に関する注意事項等」の「地域密着型サービス」の段に掲載。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/2364.html>

※世田谷区ホームページ右上の「検索メニュー」→「ページ ID から探す」より、「2364」を入力して検索してください。

事故発生時の対応

【根拠条文】

◎区条例

第 60 条の 18

指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(・・・後略・・・)

第 60 条の 19 (・・・中略・・・)

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。

(・・・中略・・・)

(7) 前条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(・・・後略・・・)

※老計発第 0331004 号等（解釈通知）：第 3 の 2 の 2 の 3 の (11)

※地域密着型通所介護以外の根拠規定等は以下のとおり

- ・療養通所介護

区条例：第 60 条の 18 [準用：第 60 条の 38]、第 60 条の 37 第 2 項第 8 号

- ・認知症対応型通所介護

区条例：第 60 条の 18 [準用：第 81 条]、第 80 条第 2 項第 7 号

解釈通知：第 3 の 2 の 2 の 3 の (11) [準用：第 3 の 3 の 3 の (8)]

- ・介護予防認知症対応型通所介護

区予防条例：第 38 条、第 41 条第 2 項第 6 号

解釈通知：第 4 の 1 の規定により第 3 の 2 の 2 の 3 の (11) 参照

◎区規則

第 16 条の 6

条例第 60 条の 19 第 2 項の規則で定める期間は、指定地域密着型通所介護の提供の完結の日から 2 年間とする。

※療養通所介護：区規則第 16 条の 15

※認知症対応型通所介護：区規則第 20 条第 1 項

介護予防認知症対応型通所介護：区予防規則第 11 条第 1 項

【主な指導事例】

○サービスの提供により発生した事故について、区に報告していない。

(チェックポイント)

○利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合に、区及び当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に対して連絡等を行っているか。

○事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。

○上記の記録を、サービスの提供の完結の日（※）から2年間保存しているか。

※「完結の日」…個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日をいう。

○世田谷区介護保険事故報告取扱要領等を確認し、必要に応じて区へ介護保険事故報告書を提出しているか。

→世田谷区介護保険事故報告取扱要領等や報告書様式の掲載ホームページ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02014/3300.html>

※世田谷区ホームページ右上の「検索メニュー」→「ページIDから探す」より、「3300」を入力して検索してください。

→介護保険事故報告書の提出先等の案内ホームページ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/2357.html>

※世田谷区ホームページ右上の「検索メニュー」→「ページIDから探す」より、「2357」を入力して検索してください。

虐待の防止

※令和6年4月1日から義務化（基準違反の場合は減算あり）

【根拠条文】

◎区条例

第4条第3項

指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第41条の2（準用：第60条の20）

指定地域密着型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）当該指定地域密着型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- （2）当該指定地域密着型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- （3）当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※上記のうち用語等の一部は準用に伴い読み替えを行ったもの

※老計発第0331004号等（解釈通知）：第3の2の2の3の（12）

※地域密着型通所介護以外の根拠規定等は以下のとおり

- ・療養通所介護

区条例：第4条第3項、第41条の2〔準用：第60条の38〕

- ・認知症対応型通所介護

区条例：第4条第3項、第41条の2〔準用：第81条〕

解釈通知：第3の1の4の（31）〔準用：第3の3の3の（6）〕

- ・介護予防認知症対応型通所介護

区予防条例：第4条第3項、第38条の2

解釈通知：第4の1の規定により第3の1の4の（31）参照

（チェックポイント）

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催しているか。
- 上記委員会の開催結果（事業所における虐待に対する対策、虐待等の再発防止策等）を従業者に周知徹底しているか。
- 上記委員会の構成メンバーの責務及び役割分担を明確にしているか。
- 虐待の防止のための指針を整備しているか。
- 虐待の防止のための研修を年1回以上実施しているか。
- 新規採用時には必ず上記研修を実施しているか。

○ 上記に掲げる各措置を適切に実施するため、担当者を置いているか。

【参考】虐待の防止のための措置等における注意事項については以下の区通知を確認してください。

区通知『令和6年4月1日からの運営基準の改正等に係る注意事項について（令和6年7月25日付6世介保第1493号）』

→世田谷区ホームページ『地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援の指定・更新・変更等』の項目「基準に関する注意事項等」の「共通」の段に掲載。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/2364.html>

※世田谷区ホームページ右上の「検索メニュー」→「ページIDから探す」より、「2364」を入力して検索してください。

記録の整備

【根拠条文】

◎区条例

第 60 条の 19

指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第 21 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 60 条の 9 第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第 29 条の規定による区市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 39 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第 60 条の 17 第 3 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(7) 前条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

※老計発第 0331004 号等（解釈通知）：第 3 の 2 の 2 の 3 の（13）

※地域密着型通所介護以外の根拠規定等は以下のとおり

- ・療養通所介護

- 区条例：第 60 条の 37

- ・認知症対応型通所介護

- 区条例：第 80 条

- 解釈通知：第 3 の 3 の 3 の（7）〔参照：第 3 の 2 の 2 の 3 の（13）〕

- ・介護予防認知症対応型通所介護

- 区予防条例：第 41 条

- 解釈通知：第 4 の 1 の規定により第 3 の 3 の 3 の（7）参照

◎区規則

第 16 条の 6

条例第 60 条の 19 第 2 項の規則で定める期間は、指定地域密着型通所介護の提供の完結の日から 2 年間とする。

※療養通所介護：区規則第 16 条の 15

※認知症対応型通所介護：区規則第 20 条第 1 項

介護予防認知症対応型通所介護：区予防規則第 11 条第 1 項

【主な指導事例】

○提供した具体的なサービスの内容等の記録を保存していない。

（チェックポイント）

○介護記録、業務日誌等が適切に保管されているか。

電磁的記録等（電磁的記録による記録の保存等）

【根拠条文】

◎区条例

第 206 条

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（・・・中略・・・）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

※老計発第 0331004 号等（解釈通知）：第 5 雑則を参照
区予防条例：第 93 条

（チェックポイント）

- 電磁的方法による交付等を行う場合は、交付等の相手方の承諾を得ているか。
- 上記の承諾を得たことを記録しているか。
- 電磁的記録による書面の作成、保存等を行う場合及び電磁的方法による交付等を行う場合は、以下の厚生労働省のガイドライン等を遵守しているか。

- ・『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』
- ・『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』

→上記のガイドライン等（厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等）の掲載ページ（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

ICTの活用（会議や多職種連携における活用、テレワーク）

【会議や多職種連携における活用】

- ・医療・介護の関係者のみで実施する会議等について、以下の厚生労働省のガイドライン等を遵守した上で、テレビ電話装置等を活用して実施することができる。

- ・『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』
- ・『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』

→上記のガイドライン等（厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等）の掲載ページ（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

- ・利用者の居宅を訪問して実施することが必要とされる場合を除き、利用者等が参加する会議等については、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用して実施することができる。

[活用例]

感染対策委員会

運営推進会議

虐待防止検討委員会 等

【テレワーク】

- ・令和6年度の制度改正に伴い、以下の厚生労働省通知により、テレワークに関する基本的な考え方が示された。職種ごとの具体的な考え方等について、テレワークの導入を検討する際には確認すること。

- ・『介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について』（介護保険最新情報 vol.1237）

→介護保険最新情報の掲載ページ（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

（チェックポイント）

- 利用者等が参加して実施する会議等についてテレビ電話装置等を活用する場合、利用者等の同意を得ているか。
- 上記の同意を得たことを記録しているか。
- ICTの活用に当たっては、上記の厚生労働省のガイドライン等を遵守しているか。

宿泊サービス（宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針）

※令和 6 年度改正（下線部）

【根拠規定】

◎世田谷区における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針

（平成 27 年 11 月 13 日付 27 世介保第 775 号 改正：令和 6 年 3 月 27 日付 5 世介保第 3211 号）

（・・・前略・・・）

第 2 人員に関する基準

1 従業者の員数及び資格

宿泊サービス事業者が、宿泊サービス事業所ごとに置くべき従業者（以下「宿泊サービス従業者」という。）の員数及び資格は、次のとおりとすること。

（1）宿泊サービス従業者は、宿泊サービスの提供内容に応じ必要数を確保することとし、宿泊サービスの提供を行う時間帯（以下「提供時間帯」という。）を通じて、夜勤職員として介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。）を常時 1 人以上確保すること。

（2）宿泊サービス従業者のうち介護職員については、介護福祉士の資格を有する者、実務者研修又は介護職員初任者研修を修了した者であることが望ましいこと。

なお、それ以外の介護職員にあっても、介護等に対する知識及び経験を有する者であること。

（・・・中略・・・）

第 3 設備に関する基準

1 利用定員

宿泊サービス事業所の利用定員は、当該指定地域密着型通所介護事業所等の運営規程に定める利用定員の 2 分の 1 以下かつ 9 人以下とすること。ただし、2（2）①の基準を満たす範囲とすること。

2 設備及び備品等

（・・・中略・・・）

（2）（・・・中略・・・）宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の基準は、次のとおりとする。

①宿泊室

ア 宿泊室の定員は、1 室あたり 1 人とすること。ただし、利用者の希望等により処遇上必要と認められる場合は、2 人とすることができるものとすること。

イ 宿泊室の床面積は、1 室あたり 7.43 平方メートル以上とすること。

ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合、個室以外の宿泊室の定員は、1 室あたり 4 人以下とすること。

エ 個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、7.43 平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものとすること。なお、プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーテーションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要するものではないこと。ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められないものである。

また、利用者の希望等により処遇上必要と認められる場合を除き、男女が同室で宿泊することがないように配慮すること。

②消火設備その他の非常災害に際して必要な設備消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければならないこと。

(・・・中略・・・)

第4 運営に関する基準

(・・・中略・・・)

4 宿泊サービス計画の作成

(1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを概ね4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定地域密着型通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成すること。

なお、4日未満の利用であっても反復的、継続的に利用することが予定されている利用者については、宿泊サービス計画を作成し宿泊サービスを提供すること。

(・・・中略・・・)

13 定員の遵守

宿泊サービス事業者は、運営規程に定める利用定員を超えて宿泊サービスの提供は行ってはならない。

(・・・後略・・・)

※ここに掲載したものは指針の抜粋であるため、宿泊サービスを行う場合は必ず指針の全文を確認し、指針に沿った運営を行ってください。

【指針の改正について】

○上記の指針の最近の主な改正内容は次のとおりです。(令和6年4月1日施行)

- ・虐待防止に係る措置に関する規定の追加
- ・認知症介護基礎研修に係る措置に関する規定の追加
- ・ハラスメント防止対策に係る措置に関する規定の追加
- ・業務継続計画に係る措置に関する規定の追加
- ・感染症予防等の対策に係る措置に関する規定の追加
- ・サービスの重要事項の掲示・閲覧等に関する規定の追加

→指針の詳細等については、世田谷区ホームページの「指定地域密着型通所介護事業所等において提供される宿泊サービスについて」のページを参照すること。

https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/online_tetsuzuki/2376.html

※世田谷区ホームページ右上の「検索メニュー」→「ページIDから探す」より、「2376」を入力して検索してください。

(チェックポイント)

- 宿泊サービスの利用定員を超過していないか。
- 宿泊室に必要な面積や利用者のプライバシーが確保されているか。
- 宿泊サービスを提供する時間帯を通じて、夜勤職員(介護職員又は看護職員)を常時1人以上確保しているか。
- 概ね4日以上連続利用又は反復的・継続的な利用が予定されている利用者について宿泊サービス計画を作成しているか。
- 利用申込者や家族に対し、重要事項を記した文書(重要事項説明書等)を交付して説明を行い、宿泊サービスの内容等について利用申込者の同意を得ているか。

宿泊サービス（宿泊サービスを提供する場合の届出）

【根拠規定】

◎世田谷区における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針

（平成 27 年 11 月 13 日付 27 世介保第 775 号 改正：令和 6 年 3 月 27 日付 5 世介保第 3211 号）

（・・・前略・・・）

第 4 運営に関する基準

（・・・中略・・・）

22 宿泊サービスを提供する場合の届出

（1）指定地域密着型通所介護事業者等が指定地域密着型通所介護等の提供以外の目的で、指定地域密着型通所介護事業所等の設備を利用し、宿泊サービスを提供する場合には、宿泊サービスの提供開始前に、世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（・・・中略・・・）に定める様式により世田谷区長（以下「区長」という。）に届け出ること。

なお、当該届出内容は、届出とは別に、法第 115 条の 35 の介護サービス情報の公表（以下、「介護サービス情報の公表」という。）による基本情報にも追加していることから、東京都知事に報告すること。

（2）指定地域密着型通所介護事業者等は（1）で届け出た内容に変更があった場合は、変更の事由が生じてから 10 日以内に区長へ届け出ること。

（3）指定地域密着型通所介護事業者等は、当該宿泊サービスを休止又は廃止する場合には、その休止又は廃止の 1 月前までに区長へ届け出ること。

（・・・中略・・・）

（5）区長は（1）から（3）に係る届出内容について、介護サービス情報の公表によるほか、必要に応じて別途公表できるものであること。

※宿泊サービスに係る届出様式は下記の世田谷区ホームページに掲載しています。宿泊サービスの指針等と併せて確認してください。

→世田谷区ホームページ「指定地域密着型通所介護事業所等において提供される宿泊サービスについて」

https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/online_tetsuzuki/2376.html

※世田谷区ホームページ右上の「検索メニュー」→「ページIDから探す」より、「2376」を入力して検索してください。

（チェックポイント）

○宿泊サービスの開始・休止・廃止がある場合、又は届出内容に変更があった場合に、所定の届出書を区長へ提出しているか。

(2) 介護給付費算定関係

地域密着型通所介護費

【根拠条文】

◎報酬告示

別表 2 の 2 地域密着型通所介護費

イ 地域密着型通所介護費

(・・・中略・・・)

注 1 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所(・・・中略・・・)において、指定地域密着型通所介護(・・・中略・・・)を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画(・・・中略・・・)に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

◎施設基準

第 27 号の 2

指定地域密着型通所介護の施設基準

イ 地域密着型通所介護費を算定すべき指定地域密着型通所介護の施設基準

- (1) 指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 20 条第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)であること。
- (2) 指定地域密着型サービス基準第 20 条に定める看護職員又は介護職員(・・・中略・・・)の員数を置いていること。

※指定地域密着型サービス基準第 20 条→区条例第 60 条の 3 が相当

◎老計発第 0331005 号等(留意事項通知)

第 2 の 3 の 2 地域密着型通所介護費

- (1) 所要時間による区分の取扱い

所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容の地域密着型通所介護を行うための標準的な時間によることとされたところであり、単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、地域密着型通所介護のサービスが提供されているとは認められないものであること。したがって、この場合は当初計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数が算定されるものであること(このような家族等の出迎え等までの間の「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えない。)。また、ここでいう地域密着型通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれないものであるが、送迎時に実

施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締まり等）に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、地域密着型通所介護を行うのに要する時間に含めることができる。

- ① 居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置付けた上で実施する場合
- ② 送迎時に居宅内の介助等を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者、介護職員初任者研修修了者（2級課程修了者を含む。）、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合

これに対して、当日の利用者の心身の状況や降雪等の急な気象状況の悪化等により、実際の地域密着型通所介護の提供が地域密着型通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には地域密着型通所介護計画上の単位数を算定して差し支えない。なお、地域密着型通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、地域密着型通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。

なお、同一の日の異なる時間帯に複数の単位（指定地域密着型サービス基準第20条に規定する指定地域密着型通所介護の単位をいう。以下同じ。）を行う事業所においては、利用者が同一の日に複数の指定地域密着型通所介護の単位を利用する場合には、それぞれの地域密着型通所介護の単位について所定単位数が算定されること。

【主な指導事例】

- 指定地域密着型通所介護を提供していない日及び時間について介護報酬を請求している。

（チェックポイント）

- 地域密着型通所介護費は、サービスを提供した日及び時間について算定しているか。
- 地域密着型通所介護費は、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する「標準的な時間」により算定しているか。（現に要した時間により算定していないか。）

療養通所介護費等

※令和 6 年度改正（下線部）

【根拠条文】

◎報酬告示

別表 2 の 2 地域密着型通所介護費

（・・・中略・・・）

ロ 療養通所介護費（1 月につき）

（・・・中略・・・）

ハ 短期利用療養通所介護費（1 日につき）

（・・・中略・・・）

注 2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定療養通所介護事業所（・・・中略・・・）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）について、指定療養通所介護（・・・中略・・・）を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

注 3 ハについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定療養通所介護事業所において、指定療養通所介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

注 6 ロについて、入浴介助を行っていない場合は、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定する。また、指定療養通所介護事業所が提供する指定療養通所介護の算定月における提供回数について、利用者 1 人当たり平均回数が、月 5 回に満たない場合は、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定する。

注 2 5 ロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、重度者ケア体制加算として、1 月につき 150 単位を所定単位数に加算する。

◎施設基準・利用者等告示・大臣基準告示

施設基準第 27 号の 2

指定地域密着型通所介護の施設基準

(・・・中略・・・)

ロ 療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の施設基準

- (1) 指定療養通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 40 条第 1 項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。）であること。
- (2) 指定地域密着型サービス基準第 40 条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

利用者等告示第 35 号の 2 の 3

指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注 2 の厚生労働大臣が定める者
難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の者であって、サービスの提供に当たり、常時
看護師による観察を必要とするもの

大臣基準告示第 51 号の 3 の 2

短期利用療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であること。
- ロ 利用の開始に当たって、あらかじめ 7 日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日以内）の利用期間を定めること。
- ハ 指定地域密着型サービス基準第 40 条に定める従業者の員数を置いていること。
- ニ 当該指定療養通所介護事業所が療養通所介護費の注 6 を算定していないこと。

大臣基準告示第 51 号の 8 の 2

療養通所介護費における重度者ケア体制加算の基準 次のいずれにも適合すること。

- イ 指定地域密着型サービス基準第 40 条第 2 項に規定する看護師の員数に加え、看護職員を常勤換算方法で 3 以上確保していること。
- ロ 療養通所介護従業者（指定地域密着型サービス基準第 40 条第 1 項に規定する療養通所介護従業者をいう。）のうち、保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する指定研修機関において行われる研修等を修了した看護師を 1 以上確保していること。
- ハ 指定療養通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第 39 条第 2 項に規定する指定療養通所介護事業者をいう。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施していること。

※指定地域密着型サービス基準第 39 条第 2 項→ 区条例第 60 条の 22 が相当

指定地域密着型サービス基準第 40 条→ 区条例第 60 条の 23 が相当

※「保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 37 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する指定研修機関において行われる研修等」とは、『特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣がしている指定研修機関において行われる研修』『日本看護協会の認定看護師教育課程、日本看護協会が認定している看護系大学院の専門看護師教育課程』をいう（平成 30 年度の認定看護師制度改正前の教育内容による研修を含む。）。

◎老計発第 0331005 号等（留意事項通知）

(26) 療養通所介護費について

① 利用者について

療養通所介護の利用者は、在宅において生活しており、当該サービスを提供するに当たり常時看護師による観察を必要とする難病、認知症、脳血管疾患後遺症等を有する重度者又はがん末期の利用者を想定している。

② サービス提供について

療養通所介護においては、利用者が当該療養通所介護を利用することとなっている日において、まず当該事業所の看護職員が利用者の居宅において状態を観察し、通所できる状態であることを確認するとともに、事業所から居宅に戻ったときにも状態の安定等を確認することが重要である。したがって、利用者の居宅に迎えに行った時から、居宅に送り届けたのち利用者の状態の安定等を確認するまでも含めて一連のサービスとするものである。

なお、看護職員は介護職員と連携し、長期間・定期的に当該事業所を利用している者については、初回のサービス利用時を除き、ICTを活用し、通所できる状態であることの確認及び居宅に戻った時の状態の安定等を確認することができる。具体的には、当該事業所を利用している者であって、主治の医師や当該事業所の看護師が、ICTを活用した状態確認でも支障がないと判断し、当該活用による状態確認を行うことに係る利用者又は家族の同意が得られているものを対象にできること。

療養通所介護の提供に当たっては、利用者の状態に即した適切な計画を作成するとともに、利用者の在宅生活を支援する観点から、多職種協働により、医療や訪問看護サービス等の様々なサービスが提供されている中で、主治の医師や訪問看護事業者等と密接な連携を図りつつ、計画的なサービス提供を行うこと。

③ 療養通所介護費の算定について

療養通所介護費は、当該療養通所介護事業所へ登録した者について、登録している期間 1 月につき所定単位数を算定する。月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録していた期間（登録日から当該月の末日まで又は当該月の初日から登録終了日まで）に対応した単位数を算定することとする。

これらの算定の基礎となる「登録日」とは、利用者が療養通所介護事業者と利用契約を結んだ日ではなく、サービスを実際に利用開始した日とする。また、「登録終了日」とは、利用者が療養通所介護事業者との間の利用契約を終了した日とする。

④ 短期利用療養通所介護費について

イ 短期利用療養通所介護費については、大臣基準告示第 51 号の 3 の 2 に規定する基準を満たす指定療養通所介護事業所において算定できるものである。

ロ 登録者の利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、利用定員の範囲内であること。

（・・・中略・・・）

⑥ 入浴介助を行わない場合の減算について

事業所内に入浴設備がない場合など事業所の都合によって入浴介助を実施しない場合は減算の対象となる。また、療養通所介護計画に、入浴介助の提供が位置づけられている場合に、利用者側の事情により、療養通所介護費を算定する月に入浴介助を 1 度も実施しなかった場合も減算の対象となる。

ただし、利用者の心身の状況や希望により、清拭又は部分浴を実施した場合はこの限りではない。

⑦ サービス提供が過少である場合の減算について

- イ 「利用者 1 人当たり平均回数」は、暦月ごとにサービス提供回数の合計数を、利用者数で除することによって算定するものとする。
- ロ 利用者が月の途中で、利用を開始する、終了する又は入院する場合にあっては、当該利用者を「利用者 1 人当たり平均回数」の算定に含めないこととする。
- ハ 市町村長は、サービス提供回数が過少である状態が継続する場合には事業所に対して適切なサービスの提供を指導するものとする。

⑧ 重度者ケア体制加算について

- イ 重度者ケア体制加算は、暦月ごとに、指定地域密着型サービス基準第 40 条第 2 項に規定する看護職員の員数に加え、看護職員を常勤換算方法で 3 以上確保する必要がある。このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で 3 以上確保していれば加算の要件を満たすこととする。なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第 2 位以下を切り捨てるものとする。
- ロ 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 37 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する指定研修機関において行われる研修等を修了した看護師を 1 以上確保していれば加算の要件を満たすこととする。
- ハ 指定療養通所介護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、加算の要件を満たさないものとする。
- ニ 重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができる。

（チェックポイント）

- 利用者は、難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の者であって、常時看護師による観察を必要とするものであるか。
- 利用日において、看護職員（看護師又は准看護師）が利用者の居宅で状態を観察し、通所できる状態であることを確認し、利用者が当該事業所から居宅に戻ったときにも状態の安定等を確認しているか。
- 算定の基礎となる「登録日」は、利用契約を結んだ日ではなく、サービスを実際に利用開始した日としているか。
- 入浴介助を行っていない場合（※）は、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定（減算）しているか。
 - ※事業所の都合による場合のほか、療養通所介護計画に入浴介助の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により算定月に入浴介助を一度も実施しなかった場合をいう。ただし、利用者の心身の状況や希望により、清拭又は部分浴を実施した場合はこの限りではない。
- 利用者 1 人当たりのサービス提供の平均回数が月 5 回に満たない場合は、所定単

位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定（減算）しているか。

○短期利用療養通所介護の場合、介護支援専門員が緊急に利用する必要性を認めており、あらかじめ 7 日以内（やむを得ない事情がある場合は 14 日以内）の利用期間を定めているか。

○重度者ケア体制加算を算定する場合、人員基準に規定する看護師の員数に加えて、看護職員（看護師又は准看護師）を常勤換算方法で 3 以上確保し、かつ、指定研修機関による研修等を修了した看護師を 1 以上確保しているか。

（介護予防）認知症対応型通所介護費

【根拠条文】

◎報酬告示

別表 3 認知症対応型通所介護費

（・・・中略・・・）

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（・・・中略・・・）又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所（・・・中略・・・）において、指定認知症対応型通所介護（・・・中略・・・）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画（・・・中略・・・）に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※介護予防認知症対応型通所介護費：予防告示別表 1

◎施設基準

第 28 号 指定認知症対応型通所介護の施設基準

イ 認知症対応型通所介護費（Ⅰ（i））を算定すべき指定認知症対応型通所介護の施設基準

- （１） 単独型指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第 42 条第 1 項に規定する単独型指定認知症対応型通所介護をいう。）を行う指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 52 条第 1 項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）であること。
- （２） 指定地域密着型サービス基準第 42 条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

ロ 認知症対応型通所介護費（Ⅰ（i i））を算定すべき指定認知症対応型通所介護の施設基準

- （１） 併設型指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第 42 条第 1 項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護をいう。）を行う指定認知症対応型通所介護事業所であること。
- （２） 指定地域密着型サービス基準第 42 条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

ハ 認知症対応型通所介護費（Ⅱ）を算定すべき指定認知症対応型通所介護費の施設基準

- （１） 共用型指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第 45 条第 1 項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。）を行う指定認知症対応型通所介護事業所であること。
- （２） 指定地域密着型サービス基準第 45 条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

第 84 号 指定介護予防認知症対応型通所介護の施設基準

第 28 号の規定を準用する。この場合において、同号イ（2）及びロ（2）中「指定地域密着型サービス基準第 42 条」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービス基準第 5 条」と、同号ハ（2）中「指定地域密着型サービス基準第 45 条」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービス基準第 8 条」と読み替えるものとする。

※指定地域密着型サービス基準の区条例への読み替え

基準第 42 条→区条例第 62 条、基準第 45 条→区条例第 65 条、基準第 52 条→区条例第 72 条

※指定地域密着型介護予防サービス基準の区予防条例への読み替え

基準第 5 条→区予防条例第 6 条、基準第 8 条→区予防条例第 9 条

◎老計発第 0331005 号等（留意事項通知）

第 2 の 4 認知症対応型通所介護費

（1） 所要時間による区分の取扱い

3 の 2 の（1）を準用する。

※準用内容は、項目「地域密着型通所介護費」の留意事項通知の「所要時間による区分の取扱い」を参照。

（チェックポイント）

- 認知症対応型通所介護費は、認知症であることが確認できた者に対するサービス提供について算定しているか。
- 認知症対応型通所介護費は、サービスを提供した日及び時間について算定しているか。
- 認知症対応型通所介護費は、認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する「標準的な時間」により算定しているか。（現に要した時間により算定していないか。）

高齢者虐待防止措置未実施減算

※令和 6 年度新設

【根拠条文】

◎報酬告示

別表 2 の 2 地域密着型通所介護費

注 4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

※認知症対応型通所介護費：報酬告示別表 3 注 2

介護予防認知症対応型通所介護費：報酬予防告示別表 1 注 2

◎大臣基準告示

第 51 号の 3 の 3 地域密着型通所介護費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準

指定地域密着型サービス基準第 37 条、第 37 条の 3 又は第 40 条の 16 において準用する指定地域密着型サービス基準第 3 条の 38 の 2 に規定する基準に適合していること。

第 51 号の 12 の 2 認知症対応型通所介護費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準

指定地域密着型サービス基準第 61 条において準用する指定地域密着型サービス基準第 3 条の 38 の 2 に規定する基準に適合していること。

第 121 号の 3 の 4 介護予防認知症対応型通所介護費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準

指定地域密着型介護予防サービス基準第 37 条の 2 に規定する基準に適合していること。

※指定地域密着型サービス基準第 3 条の 38 の 2→区条例第 41 条の 2 が相当

指定地域密着型介護予防サービス基準第 37 条の 2→区予防条例第 38 条の 2 が相当

◎老計発第 0331005 号等（留意事項通知）

第 2 の 3 の 2 地域密着型通所介護費

(2) 高齢者虐待防止措置未実施減算について

2 の (5) を準用する。

※以下、第 2 の 2 の (5) から引用。

第 2 の 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

(5) 高齢者虐待防止措置未実施減算について

高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、地域密着型サービス基準第 3 条の 38 の 2 に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。

※指定地域密着型サービス基準第 3 条の 38 の 2→区条例第 41 条の 2 が相当

※認知症対応型通所介護費：第 2 の 2 の (5) [準用：第 2 の 4 の (2)]

※関連する区条例の条文等は、項目「虐待の防止」のページを参照すること。

(チェックポイント)

○虐待の防止のための基準で定められた措置（※）に関して、

- ・高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない
- ・高齢者虐待防止のための指針を整備していない
- ・高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない
- ・高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない

以上のいずれかの事実が生じた場合に、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。

※基準で定められた措置については、項目「虐待の防止」のページも参照すること。

○上記の措置を講じていない場合に、速やかに改善計画を区長に提出しているか。

○上記の改善計画提出後、事実が生じた月から3か月後に改善計画に基づく改善状況を区長に報告しているか。

業務継続計画未策定減算

※令和 6 年度新設

【根拠条文】

◎報酬告示

別表 2 の 2 地域密着型通所介護費

注 5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

※認知症対応型通所介護費：報酬告示別表 3 注 3

介護予防認知症対応型通所介護費：予防告示別表 1 注 3

◎大臣基準告示

第 51 号の 3 の 4 地域密着型通所介護費における業務継続計画未策定減算の基準

指定地域密着型サービス基準第 37 条、第 37 条の 3 又は第 40 条の 16 において準用する指定地域密着型サービス基準第 3 条の 30 の 2 第 1 項に規定する基準に適合していること。

第 51 号の 12 の 3 認知症対応型通所介護費における業務継続計画未策定減算の基準

指定地域密着型サービス基準第 61 条において準用する指定地域密着型サービス基準第 3 条の 30 の 2 第 1 項に規定する基準に適合していること。

第 121 号の 3 の 5 介護予防認知症対応型通所介護費における業務継続計画未策定減算の基準

指定地域密着型介護予防サービス基準第 28 条の 2 第 1 項に規定する基準に適合していること。

※指定地域密着型サービス基準第 3 条の 30 の 2→区条例第 33 条の 2 が相当

指定地域密着型介護予防サービス基準第 28 条の 2→区予防条例第 29 条の 2 が相当

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和 6 年厚生労働省告示第 86 号） 附則第 2 条

（業務継続計画未策定減算に係る経過措置）

第 2 条 令和 7 年 3 月 31 日までの間は、（・・・中略・・・）第 8 条の規定による改正後の指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（・・・中略・・・）の（・・・中略・・・）地域密着型通所介護費のイからハまでの注 5、認知症対応型通所介護費のイ及びロの注 3、（・・・中略・・・）第 13 条の規定による改正後の指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（・・・中略・・・）の介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注 3（・・・中略・・・）の規定は、適用しない。ただし、（・・・中略・・・）地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費（・・・中略・・・）、介護予防認知症対応型通所介護費（・・・中略・・・）を算定している事業所又は施設が感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。
（・・・後略・・・）

第 2 の 3 の 2 地域密着型通所介護費

（3） 業務継続計画未策定減算について

業務継続計画未策定減算については、指定地域密着型サービス基準第 37 条、第 37 条の 3 又は第 40 条の 16 において準用する指定地域密着型サービス基準第 3 条の 30 の 2 第 1 項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。なお、経過措置として、令和 7 年 3 月 31 日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。

※指定地域密着型サービス基準第 3 条の 30 の 2→区条例第 33 条の 2 が相当

※認知症対応型通所介護費：第 2 の 3 の 2（3）[準用：第 2 の 4 の（3）]

※関連する区条例の条文等は、項目「業務継続計画の策定等の義務化」のページを参照すること。

（チェックポイント）

○業務継続計画を策定していない場合に、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算しているか。

※「感染症に係る業務継続計画」と「災害に係る業務継続計画」の両方があることを要する。

○業務継続計画を策定していない場合に、「感染症の予防及びまん延防止のための指針」及び「非常災害に関する具体的計画」を策定しているか。

※策定している場合、令和 7 年 3 月 31 日までの間、経過措置として当該減算は適用しない。

※「感染症の予防及びまん延防止のための指針」については、項目「衛生管理等（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）」のページを参照。

※「非常災害に関する具体的計画」については、項目「非常災害対策」のページを参照。

2 時間以上 3 時間未満のサービスを行う場合の取扱い

【根拠条文】

◎報酬告示

別表 2 の 2 地域密着型通所介護費

注 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定地域密着型通所介護を行う場合は、（・・・中略・・・）所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定する。

別表 3 認知症対応型通所介護費

注 4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、（・・・中略・・・）所定単位数の 100 分の 63 に相当する単位数を算定する。

◎予防告示

別表 1 介護予防認知症対応型通所介護費

注 4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行う場合は、（・・・中略・・・）所定単位数の 100 分の 63 に相当する単位数を算定する。

◎利用者等告示

第 14 号

指定居宅サービス介護給付費単位数表の（・・・中略・・・）厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者

第 35 号の 3

指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注 7 の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

第 14 号に規定する利用者

第 36 号

指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のイ及びロの注 4 の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

第 14 号に規定する利用者

第 89 号

（・・・中略・・・）指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（・・・中略・・・）の介護予防認知症対応型通所介護費の注 4 の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

第 14 号に規定する利用者

第 2 の 3 の 2 地域密着型通所介護費

（４） ２時間以上３時間未満の地域密着型通所介護を行う場合の取扱い

２時間以上３時間未満の地域密着型通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者（利用者等告示第 35 号の 3）であること。なお、２時間以上３時間未満の地域密着型通所介護であっても、地域密着型通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであること。

第 2 の 4 認知症対応型通所介護費

（４） ２時間以上３時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合の取扱い

３の 2(４)を準用する

第 3 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。

※第 3 は、介護予防認知症対応型通所介護費などについての定め

（チェックポイント）

○心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難な利用者に対して、所要時間 ２時間以上 ３時間未満のサービス提供を行う場合は、所定単位数の 100 分の 70（（介護予防）認知症対応型通所介護費の場合は、100 分の 63）に相当する単位数を算定しているか。

○単に入浴サービスのみといった利用ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等を実施しているか。

延長サービスを行った場合の加算の取扱い（延長加算）

【根拠条文】

◎報酬告示

別表 2 の 2 地域密着型通所介護費

注 9 イについて、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所において、日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定地域密着型通所介護を行った場合又は所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定地域密着型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定地域密着型通所介護の所要時間と当該指定地域密着型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が 9 時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 9 時間以上 10 時間未満の場合 50 単位
- ロ 10 時間以上 11 時間未満の場合 100 単位
- ハ 11 時間以上 12 時間未満の場合 150 単位
- ニ 12 時間以上 13 時間未満の場合 200 単位
- ホ 13 時間以上 14 時間未満の場合 250 単位

※「イについて」とは、地域密着型通所介護費について本加算の対象であることを指す。

※認知症対応型通所介護費：報酬告示別表 3 注 6

介護予防認知症対応型通所介護費：予防告示別表 1 注 6

◎老計発第 0331005 号等（留意事項通知）

第 2 の 3 の 2 地域密着型通所介護費

（6） 8 時間以上 9 時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合の加算の取扱い

延長加算は、所要時間 8 時間以上 9 時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合について、5 時間を限度として算定されるものであり、例えば、

- ① 9 時間の地域密着型通所介護の後に連続して 5 時間の延長サービスを行った場合
- ② 9 時間の地域密着型通所介護の前に連続して 2 時間、後に連続して 3 時間、合計 5 時間の延長サービスを行った場合には、5 時間分の延長サービスとして 250 単位が算定される。

また、当該加算は地域密着型通所介護と延長サービスを通算した時間が 9 時間以上の部分について算定されるものであるため、例えば、

- ③ 8 時間の地域密着型通所介護の後に連続して 5 時間の延長サービスを行った場合には、地域密着型通所介護と延長サービスの通算時間は 13 時間であり、4 時間分（＝13 時間－9 時間）の延長サービスとして 200 単位が算定される。

なお、延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものであるが、当該事業所の実情に応じて、適当数の従業者を置いている必要があり、当該事業所の利用者が、当該事業所を利用した後に、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の地域密着型通所介護の提供を受ける場合には算定することはできない。

第2の4 認知症対応型通所介護費

(6) 8時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合の加算の取扱い

3の2の(6)を準用する。

第3 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。

※第3は、介護予防認知症対応型通所介護費などについての定め

(チェックポイント)

○延長加算は、8時間以上9時間未満のサービス提供の前後に連続して延長サービスを行った場合に、通算した合計時間が9時間以上となった部分について算定しているか。(8時間以上9時間未満のサービス提供を行っていない場合は、延長加算の算定は認められない。)

○宿泊サービスを提供している場合に、延長加算を算定していないか。

入浴介助加算

※令和 6 年度改正（下線部）

【根拠条文】

◎報酬告示

別表 2 の 2 地域密着型通所介護費

注 13 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、当該基準による入浴介助を行った場合は、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 入浴介助加算 (I) 40 単位

(2) 入浴介助加算 (II) 55 単位

※「イについて」とは、地域密着型通所介護費について本加算の対象であることを指す。

※認知症対応型通所介護費：報酬告示別表 3 注 8

介護予防認知症対応型通所介護費：予防告示別表 1 注 8

◎大臣基準告示

第 14 号の 5 通所介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費及び介護予防認知症対応型通所介護費における入浴介助加算の基準

イ 入浴介助加算 (I) 次のいずれにも適合すること。

(1) 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。

(2) 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。

ロ 入浴介助加算 (II) 次のいずれにも適合すること。

(1) イに掲げる基準に適合すること。

(2) 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員（・・・中略・・・）、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的な知識及び経験を有する者（以下この号において「医師等」という。）が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価し、かつ、当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所（・・・中略・・・）の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所（・・・中略・・・）若しくは指定特定福祉用具販売事業所（・・・中略・・・）の福祉用具専門相談員（・・・中略・・・）と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価及び助言を行っても差し支えないものとする。

(3) 当該指定通所介護事業所（・・・中略・・・）、指定地域密着型通所介護事業所（・・・中略・・・）、指定認知症対応型通所介護事業所又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（・・・中略・・・）の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他

の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して、医師等との連携の下で、利用者の身体の状態、訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えることができる。

- (4) (3)の入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう。以下同じ。）又は利用者の居宅の状況に近い環境（利用者の居宅の浴室の手すりの位置や、使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。）で、入浴介助を行うこと。

◎老計発第 0331005 号等（留意事項通知）

第2の3の2 地域密着型通所介護費

(10) 入浴介助加算について

ア 入浴介助加算（Ⅰ）について

- ① 入浴介助加算（Ⅰ）は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものである（大臣基準告示第14号の5）が、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守りの援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴（シャワー浴含む）等である場合は、これを含むものとする。

- ② 入浴介助に関する研修とは、入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得する機会を指すものとする。

- ③ 地域密着型通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。

イ 入浴介助加算（Ⅱ）について

- ① ア①から③までを準用する。この場合において、ア①の「入浴介助加算（Ⅰ）」は、「入浴介助加算（Ⅱ）」に読み替えるものとする。

- ② 入浴介助加算（Ⅱ）は、利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等（以下（・・・中略・・・）「家族・訪問介護員等」という。）の介助によって入浴ができるようになることを目的とし、以下a～cを実施することを評価するものである。なお、入浴介助加算（Ⅱ）の算定に係る者は、利用者の状態に応じ、自身で又は家族・訪問介護員等の介助により尊厳を保持しつつ入浴ができるようになるためには、どのような介護技術を用いて行うことが適切であるかを念頭に置いた上で、a～cを実施する。

- a 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者（以下、「医師等」という。）が利用者の居宅を訪問（個別機能訓練加算を取得するにあたっての訪問等を含む。）し、利用者の状態をふまえ、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価する。その際、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に

係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、指定地域密着型通所介護事業所に対しその旨情報共有する。また、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、指定地域密着型通所介護事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行うよう留意すること。

(※) 当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが難しいと判断した場合は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、利用者及び当該利用者を担当する介護支援専門員等に対し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う。

なお、医師等が訪問することが困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が評価及び助言を行うこともできることとする。ただし、情報通信機器等の活用については、当該利用者等の同意を得なければならないこと。また、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

- b 指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で、当該利用者の身体の状態や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。
- c bの入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行う。なお、利用者の居宅の浴室の状況に近い環境については、大浴槽等においても、手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し、浴室の手すりの位置や使用する浴槽の深さ及び高さ等を踏まえることで、利用者の居宅の浴室環境の状況を再現していることとして差し支えないこととする。また、入浴介助を行う際は、関係計画等の達成状況や利用者の状態をふまえて、自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴することができるようになるよう、必要な介護技術の習得に努め、これを用いて行われるものであること。なお、必要な介護技術の習得にあたっては、既存の研修等を参考にすること。

第2の4 認知症対応型通所介護費

(11) 入浴介助加算について

3の2の(10)を準用する。

第3 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。

※第3は、介護予防認知症対応型通所介護費などについての定め

(チェックポイント)

○入浴を実施していない日に入浴介助加算を算定していないか。

○入浴介助を適切に行うことができる人員・設備を有して入浴介助を行っているか。

○入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得するための研修を行っているか。

○入浴介助加算（Ⅱ）を算定する場合、医師等（※）が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価し、情報共有しているか。

※「医師等」…医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者

○入浴介助加算（Ⅱ）を算定する場合、機能訓練指導員等（※）が共同して、医師等との連携の下で、利用者の身体の状態や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえて、個別の入浴計画を作成しているか。

※「機能訓練指導員等」…機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者

生活機能向上連携加算

【根拠条文】

◎報酬告示

別表 2 の 2 地域密着型通所介護費

注 15 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、（１）については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き 3 月に 1 回を限度として、1 月につき、（２）については 1 月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注 16 を算定している場合、（１）は算定せず、（２）は 1 月につき 100 単位を所定単位数に加算する。

- （１） 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位
- （２） 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位

※「イについて」とは、地域密着型通所介護費について本加算の対象であることを指す。

※「注 16」とは、個別機能訓練加算を指す。

※認知症対応型通所介護費：報酬告示別表 3 注 9

介護予防認知症対応型通所介護費：予防告示別表 1 注 9

◎大臣基準告示

第 15 号の 2 通所介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費及び通所型サービス費における生活機能向上連携加算の基準

イ 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。

- （１）指定訪問リハビリテーション事業所（・・・中略・・・）、指定通所リハビリテーション事業所（・・・中略・・・）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 2 第 2 項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は指定相当通所型サービス事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- （２）個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- （３）（１）の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を 3 月ごとに 1 回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

ロ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。

- （１）指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所、指

定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は指定相当通所型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

- (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- (3) (1) の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を 3 月ごとに 1 回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること

第 121 号の 4 介護予防認知症対応型通所介護費における生活機能向上連携加算の基準

イ 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（・・・中略・・・）の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- (3) (1) の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を 3 月ごとに 1 回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

ロ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- (3) (1) の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を 3 月ごとに 1 回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

第 2 の 3 の 2 地域密着型通所介護費

(12) 生活機能向上連携加算について

① 生活機能向上連携加算（Ⅰ）

イ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下この(12)において同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この(12)において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同してアセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。

この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。

ロ 個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場合において把握し、又は、指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行うこと。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法を調整するものとする。

ハ 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。

ニ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。

ホ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について

- ・ 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族（以下このホにおいて「利用者等」という。）の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。

- ・ 理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明していること。

また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

へ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。

ト 生活機能向上連携加算（Ⅰ）は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、イの助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しない。

② 生活機能向上連携加算（Ⅱ）

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。

この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。

ロ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について

- ・ 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。
- ・ 理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。

ハ ①ハ、ニ及びへによること。なお、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。

第2の4 認知症対応型通所介護費

（8） 生活機能向上連携加算について

地域密着型通所介護と同様であるので、3の2の(12)を参照されたい。

第3 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。

※第3は、介護予防認知症対応型通所介護費などについての定め

(チェックポイント)

○利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（※1）の理学療法士等（※2）の助言に基づき（※3）、機能訓練指導員等（※4）が共同して行っているか。

※1「リハビリテーションを実施している医療提供施設」…医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院（許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しないものに限る。）・診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院であること。

※2「理学療法士等」…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師

※3…生活機能向上連携加算（Ⅱ）の場合、理学療法士等の当該事業所への訪問によること。

※4「機能訓練指導員等」…機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者

○個別機能訓練計画に基づき、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた個別機能訓練を提供しているか。

○個別機能訓練計画の作成の際、理学療法士等は利用者のADL・IADLに関する状況を把握し、当該事業所の機能訓練指導員等に助言しているか。

○理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3か月ごとに1回以上、個別機能訓練計画の進捗状況等を評価し、利用者又は家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の実施状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っているか。

○機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練指導員が閲覧可能か。

○生活機能向上連携加算（Ⅰ）は、3か月に1回を限度として、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定しているか。

※理学療法士等の助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合は再度算定が可能だが、利用者の急性憎悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、初回の月の翌月及び翌々月は算定しないこと。

個別機能訓練加算（地域密着型通所介護費）

※令和 6 年度改正（下線部）

【根拠条文】

◎報酬告示

別表 2 の 2 地域密着型通所介護費

注 16 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、（１）及び（２）については１日につき次に掲げる単位数を、（３）については１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定している場合には、個別機能訓練加算（Ⅰ）ロは算定しない。

- （１） 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ 56 単位
- （２） 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ 76 単位
- （３） 個別機能訓練加算（Ⅱ） 20 単位

※「イについて」とは、地域密着型通所介護費について本加算の対象であることを指す。

◎大臣基準告示

第 51 号の 5 地域密着型通所介護費における個別機能訓練加算の基準

イ 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- （１）専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この号において「理学療法士等」という。）を 1 名以上配置していること。
- （２）機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。
- （３）個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。
- （４）機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。また、その後 3 月ごとに 1 回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅での生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。
- （５）通所介護費等算定方法第 5 号の 2 に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- （１）イ（１）で配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を 1 名以上配置していること。
- （２）イ（２）から（５）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 個別機能訓練加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イ(1)から(5)まで又はロ(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。
- (2) 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

※「通所介護費等算定方法第5号の2に規定する基準のいずれにも該当しないこと」とは、定員超過利用・人員基準欠如に該当しないことをいう。

◎老計発第 0331005 号等（留意事項通知）

第2の3の2 地域密着型通所介護費

(13) 個別機能訓練加算について個別機能訓練加算は、専ら機能訓練を実施する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下3の2において「理学療法士等」という。）を配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練を行うことで、利用者の生活機能（身体機能を含む。以下（・・・中略・・・）同じ。）の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すため設けられたものである。

本加算の算定にあたっては、加算設置の趣旨をふまえた個別機能訓練計画の作成及び個別機能訓練が実施されなければならない。

① 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ、個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ

イ 個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定する際の人員配置

専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置すること。この場合において、例えば1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。

ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。

なお、指定地域密着型通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る理学療法士等の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、指定地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。

ロ 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定する際の人員配置

（Ⅰ）イの専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置すること。この場合において、例えば1週間のうち特定の時間だけ、（Ⅰ）イの要件である専ら機能訓練を実施する理学療法士等を1名に加え、さらに（Ⅰ）ロの要件である専ら機能訓練を実施する理学療法士等を1名以上配置している場合は、その時間において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。

ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。

なお、指定地域密着型通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、指定地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。

ハ 個別機能訓練目標の設定・個別機能訓練計画の作成

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロに係る個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成すること。

個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行うこと。その際、当該利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。また、単に身体機能の向上を目指すことのみに目標とするのではなく、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標とすること。

個別機能訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択にあたっては、利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助すること。

なお、個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。

ニ 個別機能訓練の実施体制・実施回数

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロに係る個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とすること。

訓練時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定すること。

また、本加算に係る個別機能訓練は、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的とし、生活機能の維持・向上を図るため、計画的・継続的に個別機能訓練を実施する必要がある、概ね週1回以上実施することを目安とする。

ホ 個別機能訓練実施後の対応

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロに係る個別機能訓練を開始した後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等についての評価を行うほか、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）の確認を行い、利用者又はその家族（以下このホにおいて「利用者等」という。）に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録する。

また、概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行うこと。

また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労

働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

へ その他

- ・ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）第5号の2に規定する基準のいずれかに該当する場合は、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定することはできない。
- ・ 個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定している場合は個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定することはできない。また個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定している場合は、個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定することはできない。
- ・ 個別機能訓練計画に基づく個別機能訓練の実施が予定されていた場合でも、利用者の都合等により実際に個別機能訓練が実施されなかった場合は、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定することはできない。
- ・ 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロの目標設定・個別機能訓練計画の作成方法の詳細を含む事務処理手順例等については、別に定める通知において示すこととする。
- ・ 個別機能訓練に関する記録（個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにすること。

② 個別機能訓練加算（Ⅱ）について

厚生労働省への情報の提出については、「科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence）」（以下「LIFE」という。）を用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老老発0316第4号）を参照されたい。

サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

※厚生労働省の通知「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」は、「令和6年3月15日老老発0315第4号」に更新されている。

（チェックポイント）

- 個別機能訓練加算は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等（※1）を必要な数（※2）配置し、配置された曜日・時間において、当該理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみについて算定しているか。

※1「理学療法士等」…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師。はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能

訓練指導員を配置した事業所で6か月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。

※2「必要な数」…個別機能訓練加算（Ⅰ）イについては、1名以上。個別機能訓練加算（Ⅰ）ロについては、それに加えてさらに1名以上（合計2名以上）。なお、令和6年4月改正により、個別機能訓練加算（Ⅰ）ロの人員配置要件における「指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて」の要件は削除された。

○個別機能訓練を実施していない日に算定していないか。

○利用者ごとの個別機能訓練計画を、機能訓練指導員等（※）が共同して作成しているか。

※「機能訓練指導員等」…機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者

○個別機能訓練計画は、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で作成しているか。

※個別機能訓練計画は、利用者ごとの目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とすること。

○機能訓練は、上記の個別機能訓練計画に基づき、理学療法士等が計画的に（概ね週1回以上）行っているか。

※訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して、機能訓練指導員が直接行うこと。

○3か月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅での生活状況を確認し、当該利用者又は家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っているか。

個別機能訓練加算（（介護予防）認知症対応型通所介護費）

【根拠条文】

◎報酬告示

別表 3 認知症対応型通所介護費

注 10 指定認知症対応型通所介護を行う時間帯に 1 日 120 分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を 1 名以上配置しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算（Ⅰ）として、1 日につき 27 単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算（Ⅱ）として、1 月につき 20 単位を所定単位数に加算する。

◎予防告示

別表 1 介護予防認知症対応型通所介護費

注 10 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う時間帯に 1 日 120 分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を 1 名以上配置しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算（Ⅰ）として、1 日につき 27 単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算（Ⅱ）として、1 月につき 20 単位を所定単位数に加算する。

◎老計発第 0331005 号等（留意事項通知）

第 2 の 4 認知症対応型通所介護費

（9） 個別機能訓練加算について

- ① 個別機能訓練加算は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配

置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下4において「理学療法士等」という。)が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練(以下「個別機能訓練」という。)について算定する。

- ② 個別機能訓練は、1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行うものであること。この場合において、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日におけるサービスのみが当該加算の算定対象となる。ただし、この場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、認知症対応型通所介護事業所の看護職員が加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、認知症対応型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。
- ③ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行う。なお、認知症対応型通所介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を認知症対応型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。
- ④ 個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3か月後に1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明する。利用者に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければならないこと。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
- ⑤ 個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。
- ⑥ 個別機能訓練加算(Ⅱ)を取得する場合、厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。

サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

第3 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。

※厚生労働省の通知「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」は、「令和6年3月15日老老発0315第4号」に更新されている。

※第3は、介護予防認知症対応型通所介護費などについての定め

(チェックポイント)

○専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等（※）を 1 名以上、サービス提供を行う時間帯に 1 日 120 分以上配置しているか。

※「理学療法士等」…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師。はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 か月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。

○個別機能訓練を実施していない日に算定していないか。

○利用者ごとの個別機能訓練計画を、機能訓練指導員等（※）が共同して作成しているか。

※「機能訓練指導員等」…機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者

○個別機能訓練計画は、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容として作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行っているか。

○開始時及び 3 か月後に 1 回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明しているか。

認知症加算（地域密着型通所介護費）

※令和 6 年度改正（下線部）

【根拠条文】

◎報酬告示

別表 2 の 2 地域密着型通所介護費

注 18 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、認知症加算として、1 日につき 60 単位を所定単位数に加算する。ただし、注 10 を算定している場合は、算定しない。

※「イについて」とは、地域密着型通所介護費について本加算の対象であることを指す。

※「注 10」とは、共生型地域密着型サービスを行った場合の単位数の算定のことを指す。

◎大臣基準告示

第 51 号の 6 地域密着型通所介護費における認知症加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定地域密着型サービス基準第 20 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で 2 以上確保していること。

ロ 指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前 3 月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が 100 分の 15 以上であること。

ハ 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を 1 名以上配置していること。

ニ 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

※指定地域密着型サービス基準第 20 条→区条例第 60 条の 3 が相当

◎利用者等告示

第 35 号の 5 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注 18の厚生労働大臣が定める利用者

第 16 号に規定する者

第 16 号 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注 15 の厚生労働大臣が定める利用者

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

第 2 の 3 の 2 地域密着型通所介護費

(15) 認知症加算について

- ① 常勤換算方法による職員数の算定方法は、(11)①を参照

※以下、第 2 の 3 の 2 の (11) から引用。

(11) 中重度者ケア体制加算について

- ① 中重度者ケア体制加算は、暦月ごとに、指定地域密着型サービス基準第 20 条第 1 項に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で 2 以上確保する必要がある。このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で 2 以上確保していれば加算の要件を満たすこととする。なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第 2 位以下を切り捨てるものとする。

(・・・後略・・・)

- ② 「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者を指すものとし、これらの者の割合については、前年度（3 月を除く。）又は届出日の属する月の前 3 月の 1 月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めない。

- ③ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、(11)③を参照のこと。

※以下、第 2 の 3 の 2 の (11) から引用。

(11) 中重度者ケア体制加算について

(・・・中略・・・)

- ③ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるものとする。
- イ 前年度の実績が 6 月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。
- ロ 前 3 月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近 3 月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第 1 の 5 の届出を提出しなければならない。

(・・・後略・・・)

※以下、第 1 の 5 から引用。

5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

- ④ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331010 号厚生労働省老健局長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331007 号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。
- ⑤ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」を指すものとする。
- ⑥ 「認知症介護に係る実践的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践者研修」を指すものとする。
- ⑦ 認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症看護に係る適切な研修の修了者は、指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて 1 名以上配置する必要がある。
- ⑧ 「認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守していること。
- ⑨ 認知症加算については、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者に対して算定することができる。また、（・・・中略・・・）中重度者ケア体制加算の算定要件も満たす場合は、認知症加算の算定とともに中重度者ケア体制加算も算定できる。
- ⑩ 認知症加算を算定している事業所にあつては、認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成することとする。

（チェックポイント）

- 認知症加算は、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者について算定しているか。
- 看護職員又は介護職員の員数については、人員基準に基づき配置すべき員数に加えて、常勤換算方法で 2 以上を確保しているか。
- 利用者の総数のうち認知症の者（日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者をいう。）の占める割合が、前年度又は算定日が属する月の前 3 か月において、100 分の 15 以上であるか。
- 認知症加算の算定に必要な研修（※）の修了者を、サービス提供を行う時間帯を通じて 1 名以上配置しているか。
 - ※認知症加算の算定に必要な研修とは、認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症看護に係る適切な研修の修了者をいう。
 - ※上記の研修の修了者が異動又は退職等により不在になったときは、認知症加算の算定を取り下げる届出を速やかに区に提出すること。
- 従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的
に開催しているか。

【根拠条文】

◎報酬告示

別表 2 の 2 地域密着型通所介護費

注 24 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1 月につき 40 単位を所定単位数に加算する。

- (1) 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。）、栄養状態、口腔機能、認知症（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じて地域密着型通所介護計画を見直すなど、指定地域密着型通所介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定地域密着型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

※「イについて」とは、地域密着型通所介護費について本加算の対象であることを指す。

※老計発第 0331005 号等（留意事項通知）：第 2 の 3 の 2 の (21)

※認知症対応型通所介護費：報酬告示別表 3 注 17、老計発第 0331005 号等（留意事項通知）：第 2 の 3 の 2 の (21) [準用：第 2 の 4 の (17)]

介護予防認知症対応型通所介護費：予防告示別表 1 注 16

(チェックポイント)

○原則として当該事業所の利用者全員を対象として、利用者全員に対して算定しているか。

○利用者ごとに報酬告示別表 2 の 2 の注 24（上記参照）に掲げる要件を満たしているか。

○利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、科学的介護情報システム(L I F E)を用いて厚生労働省に提出しているか。

→厚生労働省の関連通知『科学的介護情報システム (LIFE) 関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について』（令和 6 年 3 月 15 日 老老発 0315 第 4 号／介護保険最新情報 Vol. 1216)

○PDCAサイクル（※）による下記の一連の取り組みを行っているか。

- ・利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する。(Plan)
- ・サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づき、利用者の自立支援や重度化防止のための介護を実施する。(Do)
- ・科学的介護情報システム (LIFE) への提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供のあり方について検証を行う。(Check)
- ・検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める。(Action)

※「PDCAサイクル」…サービスの質の向上を図るための、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)の一連のサイクルをいう。

サービス提供体制強化加算

※令和 6 年度改正（下線部）

【根拠条文】

◎報酬告示

別表 2 の 2 地域密着型通所介護費

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定療養通所介護事業所が利用者に対し指定療養通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては 1 回につき、ロについては 1 月につき、ハについては 1 日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) イを算定している場合

- (一) サービス提供体制強化加算 (I) 22 単位
- (二) サービス提供体制強化加算 (II) 18 単位
- (三) サービス提供体制強化加算 (III) 6 単位

(2) ロを算定している場合

- (一) サービス提供体制強化加算 (III) イ 48 単位
- (二) サービス提供体制強化加算 (III) ロ 24 単位

(3) ハを算定している場合

- (一) サービス提供体制強化加算 (III) イ 12 単位
- (二) サービス提供体制強化加算 (III) ロ 6 単位

※認知症対応型通所介護費：報酬告示別表 3 ハ

介護予防認知症対応型通所介護費：報酬予防告示別表 1 ハ

◎大臣基準告示

第 51 号の 9 地域密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算 (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。

- (一) 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 70 以上であること。
- (二) 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 25 以上であること。

(2) 通所介護費等算定方法第 5 号の 2 イ及びハに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算 (II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。

(一) 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。

(二) 指定地域密着型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

ニ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定療養通所介護(指定地域密着型サービス基準第38条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。)を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

(2) 通所介護費等算定方法第5号の2ロ及びニに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ホ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定療養通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

(2) ニ(2)に該当するものであること。

第52号 認知症対応型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。

(一) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の介護職員の総数(共用型指定認知症対応型通所介護事業所にあつては、設備を共用する指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数を含む。以下同じ。)のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。

(二) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。

(2) 通所介護費等算定方法第6号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。

(一) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 40 以上であること。

(二) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の指定認知症対応型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数（共用型指定認知症対応型通所介護事業所にあつては、設備を共用する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準第 89 条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。）、指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第 69 条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービス基準第 109 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービス基準第 130 条第 1 項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。）を直接提供する職員の総数を含む。）のうち、勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

第 122 号 介護予防認知症対応型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

第 52 号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第 6 号」とあるのは「通所介護費等算定方法第 20 号」と読み替えるものとする。

※上記のうち「・・・に規定する基準のいずれにも該当しないこと」とは、定員超過利用・人員基準欠如に該当しないことをいう。

◎老計発第 0331005 号等（留意事項通知）

第 2 の 3 の 2 地域密着型通所介護費

(27) サービス提供体制強化加算について

① 第 2 の 2 の(20)④から⑦までを参照のこと。

※以下、第 2 の 2 の(20) から引用。

(20) サービス提供体制強化加算について

(・・・中略・・・)

④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3 月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が 6 月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前 3 月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4 月目以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者とする。

⑤ 前号ただし書の場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近 3 月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合

については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。

※以下、第1の5から引用。

5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

⑥ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。

⑦ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

② 指定地域密着型通所介護を利用者に直接提供する職員又は指定療養通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。

③ 同一の事業所において第1号通所事業（指定居宅サービス等基準第93条第1項第3号に規定する第1号通所事業をいう。）の指定を併せて受け一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

第2の4 認知症対応型通所介護費

(20) サービス提供体制強化加算について

① 第2の2の(20)④から⑦まで及び第2の3の2の(27)②を準用する。

② 同一の事業所において介護予防認知症対応型通所介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

第3 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。

※第3は、介護予防認知症対応型通所介護費などについての定め

(チェックポイント)

○事業所の職員に占める資格者等の割合が、サービス提供体制強化加算の各区分の算定に必要な割合に適合しているか（下記参照）。

●地域密着型通所介護費、（介護予防）認知症対応型通所介護費

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員の総数のうち、下記のいずれか ・介護福祉士が 70/100 以上 ・勤続年数 10 年以上の介護福祉士が 25/100 以上
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士が 50/100 以上
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	下記のいずれか ・介護職員の総数のうち、介護福祉士が 40/100 以上 ・生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の総数のうち、勤続年数 7 年以上の者が 30/100 以上

●（短期利用）療養通所介護費の場合

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）イ	看護職員及び介護職員の総数のうち、勤続年数 7 年以上の者が 30/100 以上
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）ロ	看護職員及び介護職員の総数のうち、勤続年数 3 年以上の者が 30/100 以上

○職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3 月を除く。）の平均を用いているか。

○職員の割合の算出における介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者であるか。

○勤続年数については、各月の前月の末日時点における勤続年数であるか。

※勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等において、サービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。

○毎年度末までに、引き続き大臣基準告示に適合していることを確認しているか。

※適合しなくなったことが判明した場合は、次年度の当該加算の算定を取り下げる届出を速やかに区に提出すること。